

資料 1

2024 年 9 月 6 日

第 3 回食品衛生基準審議会

報告事項に関する資料

目次

タイロシン	3
フェニトロチオン	6
キノフメリン	14
シフルメトフェン	20
ピリベンカルブ	26
フロメトキン	32
動物用医薬品及び飼料添加物の暫定基準見直し	36
イミシアホス	49
カルタップ、チオキシクラム及びベンスルタップ	53
キノメチオナート	60
1－ナフタレン酢酸	64
フェンプロピジン	67
フルオピラム	70
マンジプロパミド	79

タイロシン (Tylosin)

審議の対象	動物用医薬品の食品中の残留基準の設定										
経緯	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく動物用医薬品の承認事項変更の承認申請がなされたことについて農林水産大臣から意見聴取（はちみつ）があり、残留基準を設定するもの。 令和6年6月25日開催の農薬・動物用医薬品部会において審議された。										
用途	動物用医薬品／抗生物質										
我が国の承認状況	動物用医薬品：牛、蜜蜂等を対象動物に承認されている。										
諸外国の状況	JECFAにおけるリスク評価が行われ、2008年にADIが設定されている。国際基準は牛、豚等に設定されている。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国及びカナダにおいて牛、はちみつ等に、EUにおいて全ての食用動物に、ニュージーランドにおいて牛、豚等に基準値が設定されている。										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：畜産物にあってはタイロシンAのみとし、はちみつにあってはタイロシンA及びタイロシンBとする。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	ADI（許容一日摂取量）：0.39 mg/kg 体重/day										
暴露評価	暴露評価対象物質：畜産物にあってはタイロシンAのみとし、はちみつにあってはタイロシンA及びタイロシンBとする。 <u>長期的な摂取量はいずれの年齢等区分においてもADIの範囲内となり、食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられる。</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>TMDI／ADI (%) 注)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体（1歳以上）</td><td>7.8</td></tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td><td>27.2</td></tr> <tr> <td>妊婦</td><td>9.5</td></tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td><td>6.4</td></tr> </tbody> </table> 注）各食品の平均摂取量は、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。TMDI試算値：基準値案×各食品の平均摂取量		TMDI／ADI (%) 注)	国民全体（1歳以上）	7.8	幼小児（1～6歳）	27.2	妊婦	9.5	高齢者（65歳以上）	6.4
	TMDI／ADI (%) 注)										
国民全体（1歳以上）	7.8										
幼小児（1～6歳）	27.2										
妊婦	9.5										
高齢者（65歳以上）	6.4										
答申案	別紙2のとおり。 ※答申案では、食品、添加物等の規格基準（厚生省告示第370号）において農薬等の成分である物質として規定するものを、「」内に記載している。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	承認 有無	参考基準値		残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
牛の筋肉	0.1	0.1	○	0.1		
豚の筋肉	0.1	0.1	○	0.1		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.1	0.1		0.1		
牛の脂肪	0.1	0.1	○	0.1		
豚の脂肪	0.1	0.1	○	0.1		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.1	0.1				【牛及び豚の脂肪参照】
牛の肝臓	0.1	0.1	○	0.1		
豚の肝臓	0.1	0.1	○	0.1		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1	0.1		0.1		
牛の腎臓	0.1	0.1	○	0.1		
豚の腎臓	0.1	0.1	○	0.1		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.1	0.1		0.1		
牛の食用部分	0.1	0.1	○			【牛の肝臓及び腎臓参照】
豚の食用部分	0.1	0.1	○			【豚の肝臓及び腎臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.1	0.1				【その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓及び腎臓参照】
乳	0.1	0.1	○	0.1		
鶏の筋肉	0.1	0.1	○	0.1		
鶏の脂肪	0.1	0.1	○	0.1		
鶏の肝臓	0.1	0.1	○	0.1		
鶏の腎臓	0.1	0.1	○	0.1		
鶏の食用部分	0.1	0.1	○			【鶏の肝臓及び腎臓参照】
鶏の卵	0.3	0.3		0.3		
はちみつ	0.9	0.7	○・申			推:0.86

太枠:本基準(暫定基準以外の基準)を見直した基準値

○:既に、国内において動物用医薬品として承認されているもの

申:動物用医薬品の承認申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

推:推定される残留濃度

答申（案）

（別紙2）

タイロシンについては、以下のとおり食品中の動物用医薬品の残留基準を設定することが適当である。

タイロシン

今回残留基準を設定する「タイロシン」の規制対象は、畜産物にあってはタイロシンAのみとし、はちみつにあってはタイロシンA及びタイロシンBとする。ただし、タイロシンBはタイロシンAの濃度に換算するものとする。

食品名	残留基準値 ppm
牛の筋肉	0.1
豚の筋肉	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注1)} の筋肉	0.1
牛の脂肪	0.1
豚の脂肪	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.1
牛の肝臓	0.1
豚の肝臓	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1
牛の腎臓	0.1
豚の腎臓	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.1
牛の食用部分 ^{注2)}	0.1
豚の食用部分	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.1
乳	0.1
鶏の筋肉	0.1
鶏の脂肪	0.1
鶏の肝臓	0.1
鶏の腎臓	0.1
鶏の食用部分	0.1
鶏の卵	0.3
はちみつ	0.9

注1)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注2)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

フェニトロチオン (Fenitrothion)

審議の対象	農薬及び動物用医薬品の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請(てんさい、にら)を受け、残留基準を設定するもの。 令和6年6月25日開催の農薬・動物用医薬品部会において審議された。										
用途	農薬及び動物用医薬品／殺虫剤										
我が国の登録・承認状況	農薬：稲、小麦等を対象作物に登録されている。 動物用医薬品：牛、豚等を対象動物に承認されている。										
諸外国の状況	JMPRIにおける毒性評価が行われ、2007年にADI及びARfDが設定されている。 国際基準は穀類、スパイス及び畜産物等に設定されている。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、EUにおいてスパイスに、豪州において穀類及び油種子等に、ニュージーランドにおいて穀類に基準値が設定されている。										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：フェニトロチオンとする。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	ADI（許容一日摂取量）：0.0049 mg/kg 体重/day ARfD（急性参照用量）：0.036 mg/kg 体重										
暴露評価	暴露評価対象物質：フェニトロチオンとする。 ① 長期暴露評価 <u>長期的な摂取量はいずれの年齢等区分においてもADIの範囲内となり、食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられる。</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>EDI／ADI (%) 注)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体（1歳以上）</td><td>35.1</td></tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td><td>77.4</td></tr> <tr> <td>妊婦</td><td>35.0</td></tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td><td>38.8</td></tr> </tbody> </table> 注）各食品の平均摂取量は、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。EDI試算値：作物残留試験成績の中央値（STMR）等×各食品の平均摂取量 ② 短期暴露評価 <u>各食品の短期推定摂取量（ESTI）を算出注）したところ、国民全体（1歳以上）及び幼小児（1～6歳）のそれぞれにおける摂取量はARfDを超えておらず、食品を介した摂取により健康に悪影響が生じるおそれはないものと考えられる。</u> 注）基準値案、作物残留試験における最高残留濃度（HR）又は中央値（STMR）を用い、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成22年度の厚生労働科学研究の結果に基づきESTIを算出した。		EDI／ADI (%) 注)	国民全体（1歳以上）	35.1	幼小児（1～6歳）	77.4	妊婦	35.0	高齢者（65歳以上）	38.8
	EDI／ADI (%) 注)										
国民全体（1歳以上）	35.1										
幼小児（1～6歳）	77.4										
妊婦	35.0										
高齢者（65歳以上）	38.8										
答申案	別紙2のとおり。 ※答申案では、食品、添加物等の規格基準（厚生省告示第370号）において農薬等の成分である物質として規定するものを、「」内に記載している。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録等 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.2	0.2	○			<0.01~0.10(n=7)(#)
小麦	1	1	○	6		0.085,0.335(¥)※1
大麦	6	6	○	6		
ライ麦	6	6	○	6		
とうもろこし	0.1	0.2	○	6		0.0050,0.0245(¥)※1
そば	6	6	○	6		
その他の穀類	6	6	○	6		
大豆	0.05	0.05	○	0.01		<0.01,<0.01(¥)
小豆類	0.3	0.3	○			0.0495,0.0560(¥)(あずき)
えんどう	0.2	0.3	○			<0.01,0.0450(¥)
そら豆	0.2	0.2	○			0.01,0.03(¥)
らっかせい	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(¥)
その他の豆類	0.3	0.3	○			(小豆類参照)
ばれいしょ	0.03	0.05	○			<0.0075,<0.0075(¥)
かんしょ	0.03	0.05	○			<0.0075,<0.0075(¥)(#)
こんにゃくいも	0.02	0.02	○			<0.0050,<0.0050(¥)
てんさい	0.04		申			<0.01,<0.01,0.02
さとうきび	0.1	0.1	○			0.0100,0.0150(¥)
西洋わさび		0.1				
ごぼう	0.02	0.03	○			0.0040,0.0050(¥)
その他のきく科野菜		0.1				
たまねぎ	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(¥)
ねぎ(リーキを含む。)	0.3	0.3	○			<0.001~0.145(n=5)(#)
にら	2		申			0.04,0.13,0.84
その他のゆり科野菜	0.1	0.1	○			<0.02,<0.02(¥)(らっきょう)
その他のせり科野菜	0.1	0.1	○	0.1		
トマト	0.7	0.7	○			0.210,0.255(¥)
なす	0.3	0.5	○			0.02~0.143(n=4)
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.3	0.3	○			0.0260,0.0585(¥)
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.2	0.2	○			0.0095,0.0315(¥)
しろり	0.1	0.1	○			0.0100,0.0200(¥)(#)
すいか		0.01	○			
すいか(果皮を含む。)	0.1		○			0.0400,0.0400,0.0600
メロン類果実		0.02	○			
メロン類果実(果皮を含む。)	3		○			0.380,0.800,1.120
ほうれんそう	0.05	0.1	○			<0.0075,0.0130(¥)
しょうが	0.1	0.1		0.1		
未成熟えんどう	0.2	0.3	○			0.015,0.040(¥)
未成熟いんげん	0.05	0.05	○			<0.01,0.0100(¥)
えだまめ	0.5	0.5	○			0.0950,0.1650(¥)
しいたけ	0.02	0.02	○			<0.0045,0.0045(¥)(#)
その他の野菜	0.5	0.5	○	0.1		(えだまめ参照)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録等 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
みかん		0.05	○			
みかん(外果皮を含む。)	7		○			1.580,1.880,3.05
なつみかんの果実全体	3	3	○			0.550,1.045(¥)
レモン	10	10	○			2.43(すだち), 3.74(かぼす)(¥)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	7	10	○			(みかん(外果皮を含む。))参 照)
グレープフルーツ	3	10	○			(なつみかんの果実全体参照)
ライム	10	10	○			(レモン参照)
その他のかんきつ類果実		10	○			(レモン参照)
その他のかんきつ類果実(ぼんかんを除く。)	10		○			(みかん(外果皮を含む。))参 照)
その他のかんきつ類果実(ぼんかんに限る。)	7		○			
りんご	0.5	0.5	○	0.5		
日本なし	0.3	0.3	○			0.03~0.133(n=10)
西洋なし	0.3	0.3	○			(日本なし参照)
もも		0.2	○			
もも(果皮及び種子を含む。)	4		○			0.350~2.510(n=8)
ネクタリン	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(¥)
あんず(アプリコットを含む。)	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(＃)(¥)
すもも(ブルーベリーを含む。)	0.02	0.02	○			<0.005,<0.005(＃)(¥)
うめ	0.2	0.2	○			0.0260,0.0290(¥)
おうとう(チェリーを含む。)	0.2	0.3	○			0.040,0.050(¥)
いちご	6	5	○			0.145~2.45(n=4)(＃)※2
ぶどう	0.1	0.2	○			0.006~0.0550(n=4)
かき	0.7	0.8	○			0.01~0.465(n=10)
その他の果実	1	1	○	1		
ごまの種子	7	7		7		
その他のオイルシード	7	7		7		
ぎんなん	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(¥)
くり	0.02	0.03	○			<0.0015,0.0035(＃)(¥)
くるみ	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(＃)(¥)
茶	0.1	0.1	○			<0.01,0.015(¥)(荒茶)
その他のスパイス	40	25		7		7.52,8.63,18.8(みかん果皮)
その他のハーブ	0.1	0.1		0.1		
牛の筋肉	0.05	0.05	○	0.05		
豚の筋肉	0.05	0.05	○	0.05		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.05	0.05	○	0.05		
牛の脂肪	0.05	0.05	○			【牛の筋肉参照】
豚の脂肪	0.05	0.05	○			【豚の筋肉参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05	0.05	○			【その他の陸棲哺乳類に属す る動物の筋肉参照】
牛の肝臓	0.05	0.05	○	0.05		
豚の肝臓	0.05	0.05	○	0.05		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05	0.05	○	0.05		
牛の腎臓	0.05	0.05	○	0.05		
豚の腎臓	0.05	0.05	○	0.05		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.05	0.05	○	0.05		

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録等 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
牛の食用部分	0.05	0.05	○	0.05		
豚の食用部分	0.05	0.05	○	0.05		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部	0.05	0.05	○	0.05		
乳	0.01	0.01	○	0.01		
鶏の筋肉	0.05	0.05	○	0.05		
その他の家きんの筋肉	0.05	0.05	○	0.05		
鶏の脂肪	0.4	0.4	○			0.15±0.08(n=3)(鶏の皮膚)(投 与後14日) (鶏の脂肪参照)
その他の家きんの脂肪	0.4	0.4	○			
鶏の肝臓	0.05	0.05	○			※3
その他の家きんの肝臓	0.05	0.05	○			※3
鶏の腎臓	0.05	0.05	○			※3
その他の家きんの腎臓	0.05	0.05	○			※3
鶏の食用部分	0.05	0.05	○			※3
その他の家きんの食用部分	0.05	0.05	○			※3
鶏の卵	0.05	0.05	○	0.05		
その他の家きんの卵	0.05	0.05	○	0.05		
魚介類	0.3	0.3				推:0.217
はちみつ	0.05					※4
米ぬか				40		※5
小麦ふすま				25		※5

太枠:本基準(暫定基準以外の基準)を見直した基準値

斜線:食品区分を別途新設すること等に伴い、削除した食品区分、もしくは加工食品につき基準値を設定しないもの

○:既に、国内において登録等がされているもの

申:農薬の登録等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(#):適用の範囲内で試験が行われていない作物残留試験成績

(¥):基準値設定の根拠とした作物残留試験成績(最大値)

推:推定される残留濃度

その他のかんきつ類果実(ぼんかんに限る。)は、短期暴露評価でESTI試算を超えるため、中型かんきつの基準値を設定することとする。

※1)「小麦」及び「とうもろこし」には国際基準が設定されているが、暴露評価で許容範囲を超えることから、国内の作物残留試験成績に基づき基準値を設定した。

※2)「いちご」については、本剤は露地での消失が早く、3回目以降の散布については最終残留の寄与は大きくないと考えられたため、圃場Dの2000倍4回散布の結果を採用することとした。

※3) 定量限界値0.05 mg/kgに基づき設定。

※4)「食品中の農薬の残留基準設定の基本原則について」(令和元年7月30日農薬・動物用医薬品部会(令和5年3月31日一部改訂))の別添3「はちみつ中の農薬等の基準設定の方法について」に基づき設定。

※5)「米ぬか」「小麦ふすま」は国際基準が設定されているが、「米(玄米)」及び「小麦」は国際基準を参照しないため、その加工品についても国際基準を参照しないこととした。

答申（案）

（別紙2）

フェニトロチオンについては、以下のとおり食品中の農薬及び動物用医薬品の残留基準を設定することが適当である。

フェニトロチオン

今回残留基準を設定する「フェニトロチオン」の規制対象は、フェニトロチオンのみとする。

食品名	残留基準値 ppm
米（玄米をいう。）	0.2
小麦	1
大麦	6
ライ麦	6
とうもろこし	0.1
そば	6
その他の穀類 ^{注1)}	6
大豆	0.05
小豆類 ^{注2)}	0.3
えんどう	0.2
そら豆	0.2
らっかせい	0.05
その他の豆類 ^{注3)}	0.3
ばれいしょ	0.03
かんしょ	0.03
こんにゃくいも	0.02
てんさい	0.04
さとうきび	0.1
ごぼう	0.02
たまねぎ	0.05
ねぎ（リーキを含む。）	0.3
にら	2
その他のゆり科野菜 ^{注4)}	0.1
その他のせり科野菜 ^{注5)}	0.1
トマト	0.7
なす	0.3
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.3
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.2
しろうり	0.1
すいか（果皮を含む。）	0.1
メロン類果実（果皮を含む。）	3

食品名	残留基準値 ppm
ほうれんそう	0.05
しょうが	0.1
未成熟えんどう	0.2
未成熟いんげん	0.05
えだまめ	0.5
しいたけ	0.02
その他の野菜 ^{注6)}	0.5
みかん（外果皮を含む。）	7
なつみかんの果実全体	3
レモン	10
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	7
グレープフルーツ	3
ライム	10
その他のかんきつ類果実 ^{注7)} （ぽんかんを除く。）	10
その他のかんきつ類果実 ^{注7)} （ぽんかんに限る。）	7
りんご	0.5
日本なし	0.3
西洋なし	0.3
もも（果皮及び種子を含む。）	4
ネクタリン	0.05
あんず（アプリコットを含む。）	0.05
すもも（プルーンを含む。）	0.02
うめ	0.2
おうとう（チェリーを含む。）	0.2
いちご	6
ぶどう	0.1
かき	0.7
その他の果実 ^{注8)}	1
ごまの種子	7
その他のオイルシード ^{注9)}	7
ぎんなん	0.05
くり	0.02
くるみ	0.05
茶	0.1
その他のスパイス ^{注10)}	40
その他のハーブ ^{注11)}	0.1
牛の筋肉	0.05
豚の筋肉	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注12)} の筋肉	0.05

食品名	残留基準値 ppm
牛の脂肪	0.05
豚の脂肪	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05
牛の肝臓	0.05
豚の肝臓	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05
牛の腎臓	0.05
豚の腎臓	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.05
牛の食用部分 ^{注13)}	0.05
豚の食用部分	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.05
乳	0.01
鶏の筋肉	0.05
その他の家きん ^{注14)} の筋肉	0.05
鶏の脂肪	0.4
その他の家きんの脂肪	0.4
鶏の肝臓	0.05
その他の家きんの肝臓	0.05
鶏の腎臓	0.05
その他の家きんの腎臓	0.05
鶏の食用部分	0.05
その他の家きんの食用部分	0.05
鶏の卵	0.05
その他の家きんの卵	0.05
魚介類	0.3
はちみつ	0.05

注1) 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米（玄米をいう。）、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

注2) 「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。

注3) 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。

注4) 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ（リーキを含む。）、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

注5) 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注6) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注7) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注8) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（プルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注9) 「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。

注10) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注11) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注12) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注13) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注14) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

キノフメリン (Quinofumelin)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく新規の農薬登録申請に伴う基準値設定の要請(新規: 稲、トマト等)を受け、残留基準を設定するもの。 令和6年6月25日開催の農薬・動物用医薬品部会において審議された。										
用途	農薬／殺菌剤										
我が国の登録状況	農薬：登録されていない										
諸外国の状況	JMPRIにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、いずれの国及び地域においても基準値が設定されていない。										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：キノフメリンとする。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	ADI (許容一日摂取量) : 0.03 mg/kg 体重/day ARfD (急性参照用量) : 0.3 mg/kg 体重										
暴露評価	暴露評価対象物質：キノフメリンとする。 ① 長期暴露評価 <u>長期的な摂取量はいずれの年齢等区分においても ADI の範囲内となり、食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられる。</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>EDI／ADI (%) 注)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体 (1歳以上)</td><td>12.1</td></tr> <tr> <td>幼小児 (1～6歳)</td><td>27.8</td></tr> <tr> <td>妊婦</td><td>10.9</td></tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td><td>13.9</td></tr> </tbody> </table> 注) 各食品の平均摂取量は、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。EDI試算値：作物残留試験成績の中央値 (STMR) 等 × 各食品の平均摂取量 ② 短期暴露評価 <u>各食品の短期推定摂取量 (ESTI) を算出注) したところ、国民全体 (1歳以上) 及び幼小児 (1～6歳) のそれぞれにおける摂取量はARfDを超えておらず、食品を介した摂取により健康に悪影響が生じるおそれはないものと考えられる。</u> 注) 基準値案、作物残留試験における最高残留濃度 (HR) 又は中央値 (STMR) を用い、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成22年度の厚生労働科学研究の結果に基づきESTIを算出した。		EDI／ADI (%) 注)	国民全体 (1歳以上)	12.1	幼小児 (1～6歳)	27.8	妊婦	10.9	高齢者 (65歳以上)	13.9
	EDI／ADI (%) 注)										
国民全体 (1歳以上)	12.1										
幼小児 (1～6歳)	27.8										
妊婦	10.9										
高齢者 (65歳以上)	13.9										
答申案	別紙2のとおり。 ※答申案では、食品、添加物等の規格基準 (厚生省告示第370号) において農薬等の成分である物質として規定するものを、「J」内に記載している。										

(別紙1)

農薬名

キノフメリン

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.5		申			0.05,0.10,0.23(＃)注1) 0.08～0.23 (n=8)
小豆類	0.4		申			0.04,0.09,0.15(あずき) 0.04,0.04,0.16(いんげんまめ)
えんどう	0.2		申			0.01,0.04,0.07
キャベツ	1		申			0.18～0.76(n=6)
カリフラワー	3		申			(ブロッコリー参照)
ブロッコリー	3		申			0.22,0.86,1.19
その他のあぶらな科野菜	3		申			(ブロッコリー参照)
チコリ	20		申			(レタス参照)
エンダイブ	20		申			(レタス参照)
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	20		申			4.61,8.52(リーフレタス) 1.00,3.76(サラダ菜)
その他のきく科野菜	20		申			(レタス参照)
たまねぎ	0.04		申			<0.01～0.02(n=6)
にんにく	0.04		申			(たまねぎ参照)
アスパラガス	2		申			0.56,0.62(＃)(¥)
その他のゆり科野菜	0.04		申			(たまねぎ参照)
トマト	1		申			0.18～0.90 (n=8) (ミニトマト)、 0.28(トマト)
ピーマン	2		申			0.46,0.61,0.90
なす	1		申			0.04～0.69(n=7)
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.4		申			0.04～0.23(n=6)
すいか(果皮を含む。)	0.5		申			0.08～0.20 (n=6)
メロン類果実(果皮を含む。)	0.8		申			0.14,0.30,0.32
みかん(外果皮を含む。)	3		申			0.63～1.11 (n=8) (みかん(外果皮を含む。))、 0.53,0.92,1.60(なつみかんの果 実全体)、 0.66(ゆず)、0.74(すだち)、 1.20(かぼす)注2)
なつみかんの果実全体	3		申			(みかん(外果皮を含む。))参照)
レモン	3		申			(みかん(外果皮を含む。))参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	3		申			(みかん(外果皮を含む。))参照)
グレープフルーツ	3		申			(みかん(外果皮を含む。))参照)
ライム	3		申			(みかん(外果皮を含む。))参照)
その他のかんきつ類果実	3		申			(みかん(外果皮を含む。))参照)
りんご	3		申			0.36～1.58(n=8)
日本なし	3		申			0.56～1.00(n=6)
西洋なし	3		申			(日本なし参照)
もも(果皮及び種子を含む。)	2		申			0.41,0.67,0.67
ネクタリン	2		申			(もも参照)
あんず(アプリコットを含む。)	4		申			(うめ参照)
すもも(プルーンを含む。)	1		申			0.06,0.36(¥)
うめ	4		申			0.79,1.55,1.73
おうとう(チェリーを含む。)	10		申			1.77,3.58(¥)
いちご	4		申			0.78,1.16,1.48
ぶどう	4		申			0.78～1.60(n=4)
かき	1		申			0.22～0.76(n=6)
マンゴー	1		申			0.10～0.57(n=4)
茶	50		申			2.84～26.4(n=6)(荒茶)
その他のスパイス	15		申			3.36～5.10 (n=8) (みかん果皮)

農薬名

キノフメリン

(別紙1)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
その他のハーブ	0.04		申			(たまねぎ参照)
牛の筋肉	0.01		申			推:<0.003
豚の筋肉	0.01		申			(牛の筋肉参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01		申			(牛の筋肉参照)
牛の脂肪	0.1		申			推:0.100
豚の脂肪	0.1		申			(牛の脂肪参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.1		申			(牛の脂肪参照)
牛の肝臓	0.02		申			推:0.014
豚の肝臓	0.02		申			(牛の肝臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02		申			(牛の肝臓参照)
牛の腎臓	0.01		申			推:0.008
豚の腎臓	0.01		申			(牛の腎臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01		申			(牛の腎臓参照)
牛の食用部分	0.02		申			(牛の肝臓参照)
豚の食用部分	0.02		申			(牛の肝臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.02		申			(牛の肝臓参照)
乳	0.01		申			推:0.004
鶏の筋肉	0.01		申			推:<0.005
その他の家さんの筋肉	0.01		申			(鶏の筋肉参照)
鶏の脂肪	0.01		申			推:0.008
その他の家さんの脂肪	0.01		申			(鶏の脂肪参照)
鶏の肝臓	0.01		申			推:<0.005
その他の家さんの肝臓	0.01		申			(鶏の肝臓参照)
鶏の腎臓	0.01		申			(鶏の肝臓参照)
その他の家さんの腎臓	0.01		申			(鶏の肝臓参照)
鶏の食用部分	0.01		申			(鶏の肝臓参照)
その他の家さんの食用部分	0.01		申			(鶏の肝臓参照)
鶏の卵	0.01		申			推:<0.005
その他の家さんの卵	0.01		申			(鶏の卵参照)
魚介類	0.1		申			推:0.092
はちみつ	0.05					※1

太枠:基本値(暫定基準以外の基準)を見直した基準値

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(#):適用の範囲内で試験が行われていない作物残留試験成績

注1)米(玄米をいう)については、プロポーショナリティ(proportionality)の原則に基づき、処理濃度の比例性を考慮して換算した。なお、GAPに適合した使用量としては、20.0%SC4000倍散布を基に換算した。

注2)大型、中型及び小型かんきつ類果実のデータについて、統計学的に異なる母集団に属することが否定されないことから、各作物の残留試験結果をもとめて、かんきつのグループMRLを設定した。

(¥):基準値設定の根拠とした作物残留試験成績(最大値)

推:推定される残留濃度

※1)「食品中の農薬の残留基準設定の基本原則について」(令和6年6月25日食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会の別添3「はちみつ中の農薬等の基準設定の方法について」)に基づき設定。

答申（案）

（別紙2）

キノフメリンについては、以下のとおり食品中の農薬の残留基準を設定することが適当である。

キノフメリン

今回残留基準を設定する「キノフメリン」の規制対象は、キノフメリンのみとする。

食品名	残留基準値 ppm
米（玄米をいう。）	0.5
小豆類 ^{注1)}	0.4
えんどう	0.2
キャベツ	1
カリフラワー	3
ブロッコリー	3
その他のあぶらな科野菜 ^{注2)}	3
チコリ	20
エンダイブ	20
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	20
その他のきく科野菜 ^{注3)}	20
たまねぎ	0.04
にんにく	0.04
アスパラガス	2
その他のゆり科野菜 ^{注4)}	0.04
トマト	1
ピーマン	2
なす	1
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.4
すいか（果皮を含む。）	0.5
メロン類果実（果皮を含む。）	0.8
みかん（外果皮を含む。）	3
なつみかんの果実全体	3
レモン	3
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	3
グレープフルーツ	3
ライム	3
その他のかんきつ類果実 ^{注5)}	3
りんご	3
日本なし	3

食品名	残留基準値 ppm
西洋なし	3
もも（果皮及び種子を含む。）	2
ネクタリン	2
あんず（アプリコットを含む。）	4
すもも（プルーンを含む。）	1
うめ	4
おうとう（チェリーを含む。）	10
いちご	4
ぶどう	4
かき	1
マンゴー	1
茶	50
その他のスパイス ^{注6)}	15
その他のハーブ ^{注7)}	0.04
牛の筋肉	0.01
豚の筋肉	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注8)} の筋肉	0.01
牛の脂肪	0.1
豚の脂肪	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.1
牛の肝臓	0.02
豚の肝臓	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02
牛の腎臓	0.01
豚の腎臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01
牛の食用部分 ^{注9)}	0.02
豚の食用部分	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.02
乳	0.01
鶏の筋肉	0.01
その他の家きん ^{注10)} の筋肉	0.01
鶏の脂肪	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01
鶏の肝臓	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01

食品名	残留基準値 ppm
鶏の腎臓	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01
鶏の食用部分	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01
鶏の卵	0.01
その他の家きんの卵	0.01
魚介類	0.1
はちみつ	0.05

注1) 「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。

注2) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注3) 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）及びハーブ以外のものをいう。

注4) 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ（リーキを含む。）、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

注5) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注6) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注7) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注8) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注9) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注10) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

シフルメトフェン (Cyflumetofen)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請（適用拡大：セロリ）を受け、残留基準を設定するもの。 令和6年6月25日開催の農薬・動物用医薬品部会において審議された。										
用途	農薬／殺ダニ剤										
我が国の登録状況	農薬：かんしょ、てんさい等を対象作物に登録されている。										
諸外国の状況	JMPRIにおける毒性評価が行われ、2014年にADIが設定され、ARfDは設定の必要なしと評価されている。国際基準はかんきつ、畜産物等に設定されている。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてナッツ類、トマト等に、カナダにおいてぶどう、かんきつ等に、EUにおいてりんご、ぶどう等に基準値が設定されている。										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：農産物及びはちみつにあってはシフルメトフェンのみとし、畜産物にあってはシフルメトフェン及び代謝物B-1【 α, α, α -トリフルオロ- <i>o</i> -トルイル酸】とする。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	ADI（許容一日摂取量）：0.092 mg/kg 体重/day ARfD（急性参照用量）：設定の必要なし										
暴露評価	暴露評価対象物質：シフルメトフェン及び代謝物B-1（農産物は抱合体を含む。）とする。 <u>長期的な摂取量はいずれの年齢等区分においてもADIの範囲内となり、食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられる。</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>EDI/ADI (%) ^{注)}</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体（1歳以上）</td><td>22.4</td></tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td><td>37.0</td></tr> <tr> <td>妊婦</td><td>15.4</td></tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td><td>25.1</td></tr> </tbody> </table> 注）各食品の平均摂取量は、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。EDI試算値：作物残留試験成績の中央値（STMR）等×各食品の平均摂取量		EDI/ADI (%) ^{注)}	国民全体（1歳以上）	22.4	幼小児（1～6歳）	37.0	妊婦	15.4	高齢者（65歳以上）	25.1
	EDI/ADI (%) ^{注)}										
国民全体（1歳以上）	22.4										
幼小児（1～6歳）	37.0										
妊婦	15.4										
高齢者（65歳以上）	25.1										
答申案	別紙2のとおり。 ※答申案では、食品、添加物等の規格基準（厚生省告示第370号）において農薬等の成分である物質として規定するものを、「」内に記載している。										

農薬名 シフルメトフェン

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
かんしょ	0.01	0.01	○			<0.01(n=6)
やまいも(長いもをいう。)	0.2	0.2	○			<0.05,<0.05(¥)
てんさい	0.01	0.01	○			<0.01,<0.01,<0.01
その他のきく科野菜	25	25	○			6.77,16.8(¥)(食用ぎく)
アスパラガス	5	5	○			1.46,2.60(¥)(#)
セロリ	40		申			7.28,10.6,13.4
みつば	60	60	○			6.73,41.0(¥)
トマト	0.4	0.4		0.3	§ 0.4 米国	【0.01~0.15(n=16)(米国トマト)】
ピーマン	5	5	○			0.52,2.27(¥)
なす	1	2	○			0.39,0.47(¥)
きゅうり(ガーキンを含む。)	1	1	○			0.18,0.34(¥)
すいか(果皮を含む。)	0.4	0.4	○			0.07,0.10,0.18
メロン類果実(果皮を含む。)	0.9	0.9	○			0.20,0.26,0.40
その他のうり科野菜	0.5	0.5	○			<0.05,0.20(¥)(とうがん)
未成熟いんげん	7	7	○			1.92,2.18,2.25
その他の野菜	90	90	○			51.6,66.5(¥)(しそ)
みかん(外果皮を含む。)	3	5	○	0.3		0.82,1.41(¥)
なつみかんの果実全体	5	5	○	0.3		0.36,2.08(¥)(#)
レモン	10	10	○	0.3		(その他のかんきつ類果実参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	3	10	○	0.3		(みかん(外果皮を含む。))参照
グレープフルーツ	5	10	○	0.3		(なつみかんの果実全体参照)
ライム	10	10	○	0.3		(その他のかんきつ類果実参照)
その他のかんきつ類果実	10	10	○	0.3		4.14(すだち),3.10(かぼす)(¥)
りんご	2	2	○	0.4		0.49,0.86(¥)
日本なし	2	2	○	0.4		0.34,0.83(¥)
西洋なし	2	2	○	0.4		(日本なし参照)
マルメロ	0.4	0.4		0.4		
びわ		0.3	○			
びわ(果梗を除き、果皮及び種子を含む。)	5		○			0.74,1.52(¥)
もも(果皮及び種子を含む。)	10	10	○			1.34,3.17(¥)
ネクタリン	2	2	○			0.77,0.90(¥)
あんず(アブリコットを含む。)	10	10	○			(うめ参照)
すもも(プルーンを含む。)	1	1	○			<0.05,0.36(¥)
うめ	10	10	○			1.76,3.10(¥)
おうとう(チェリーを含む。)	5	10	○			1.97,2.56(¥)
いちご	2	2	○	0.6		0.89,0.89(¥)
ぶどう	3	3	○	0.6		0.43,1.12(¥)
かき	2	2	○	0.4		0.38,0.63(¥)
その他の果実	2	2	○	0.01		0.92,0.95(¥)(いちじく)
ぎんなん	0.01	0.01		0.01		
くり	0.01	0.01		0.01		
ペカン	0.01	0.01		0.01		
アーモンド	0.01	0.01		0.01		
くるみ	0.01	0.01		0.01		
その他のナッツ類	0.01	0.01		0.01		

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
茶	150	40	○・申			0.60～67.0(n=8)
ホップ	10	10	○			4.42,4.91(¥)
その他のスパイス	15	20	○	0.3		4.53,9.43(¥)(みかん果皮)
その他のハーブ	90	90	○			(その他の野菜(しそ)参照)
牛の筋肉	0.01	0.01		0.01		
豚の筋肉	0.01	0.01		0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	0.01		0.01		
牛の脂肪	0.01	0.01		0.01		
豚の脂肪	0.01	0.01		0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01	0.01		0.01		
牛の肝臓	0.02	0.02		0.02		
豚の肝臓	0.02	0.02		0.02		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02	0.02		0.02		
牛の腎臓	0.02	0.02		0.02		
豚の腎臓	0.02	0.02		0.02		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.02	0.02		0.02		
牛の食用部分	0.02	0.02		0.02		
豚の食用部分	0.02	0.02		0.02		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.02	0.02		0.02		
乳	0.01	0.01		0.01		
はちみつ	0.05	0.05				※

太枠:本基準(暫定基準以外の基準)を見直した基準値

斜線:食品区分を別途新設すること等に伴い、削除した食品区分

○:既に、国内において登録等がされているもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(#):適用の範囲内で試験が行われていない作物残留試験成績

(¥):基準値設定の根拠とした作物残留試験成績(最大値)

§:現行基準値設定当時の米国の基準値を示す。現在は米国のトマトの基準値は0.7ppmが設定されているが、現時点でIT申請されていないことから、現行の基準値を維持することとする。

※「食品中の農薬の残留基準設定の基本原則について」(令和6年6月25日食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会)の別添3「はちみつ中の農薬等の基準設定の方法について」に基づき設定。

答申（案）

（別紙2）

シフルメトフェンについては、以下のとおり食品中の農薬の残留基準を設定することが適当である。

今回残留基準を設定する「シフルメトフェン」の規制対象は、農産物及びはちみつにあってはシフルメトフェンのみとし、畜産物にあってはシフルメトフェン及び代謝物B-1【 α , α , α -トリフルオロ-*o*-トルイル酸】とする。ただし、代謝物B-1はシフルメトフェンの濃度に換算するものとする。

食品名	残留基準値 ppm
かんしょ	0.01
やまいも（長いものをいう。）	0.2
てんさい	0.01
その他のきく科野菜 ^{注1)}	25
アスパラガス	5
セロリ	40
みつば	60
トマト	0.4
ピーマン	5
なす	1
きゅうり（ガーキンを含む。）	1
すいか（果皮を含む。）	0.4
メロン類果実（果皮を含む。）	0.9
その他のうり科野菜 ^{注2)}	0.5
未成熟いんげん	7
その他の野菜 ^{注3)}	90
みかん（外果皮を含む。）	3
なつみかんの果実全体	5
レモン	10
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	3
グレープフルーツ	5
ライム	10
その他のかんきつ類果実 ^{注4)}	10
りんご	2
日本なし	2
西洋なし	2
マルメロ	0.4
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	5

食品名	残留基準値 ppm
もも（果皮及び種子を含む。）	10
ネクタリン	2
あんず（アプリコットを含む。）	10
すもも（プルーンを含む。）	1
うめ	10
おうとう（チェリーを含む。）	5
いちご	2
ぶどう	3
かき	2
その他の果実 ^{注5)}	2
ぎんなん	0.01
くり	0.01
ペカン	0.01
アーモンド	0.01
くるみ	0.01
その他のナッツ類 ^{注6)}	0.01
茶	150
ホップ	10
その他のスパイス ^{注7)}	15
その他のハーブ ^{注8)}	90
牛の筋肉	0.01
豚の筋肉	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注9)} の筋肉	0.01
牛の脂肪	0.01
豚の脂肪	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01
牛の肝臓	0.02
豚の肝臓	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02
牛の腎臓	0.02
豚の腎臓	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.02
牛の食用部分 ^{注10)}	0.02
豚の食用部分	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.02
乳	0.01
はちみつ	0.05

注1) 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）及びハーブ以外のものをいう。

注2) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注3) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注4) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注5) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（プルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイア、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注6) 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

注7) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注8) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注9) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注10) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

ピリベンカルブ (Pyribencarb)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請（適用拡大：ブルーベリー及びその他のハーブ）を受け、残留基準を設定するもの。 令和6年6月25日開催の農薬・動物用医薬品部会において審議された。										
用途	農薬／殺菌剤										
我が国の登録状況	農薬：稲、小麦等を対象作物に登録されている。										
諸外国の状況	JMPRIにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、いずれの国及び地域においても基準値が設定されていない。										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：農産物及びはちみつにあってはピリベンカルブ及び代謝物B【メチル[2-クロロ-5-[(Z)-1-(6-メチル-2-ピリジルメトキシイミノ)エチル]ベンジル]カルバメート】とし、畜産物及び魚介類にあってはピリベンカルブのみとする。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	ADI（許容一日摂取量）：0.039 mg/kg 体重/day ARfD（急性参照用量）：1.1 mg/kg 体重										
暴露評価	暴露評価対象物質：農産物にあってはピリベンカルブ及び代謝物Bとし、畜産物及び魚介類にあってはピリベンカルブのみとする。 ① 長期暴露評価 <u>長期的な摂取量はいずれの年齢等区分においてもADIの範囲内となり、食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられる。</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>EDI/ADI (%) ^{注)}</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体（1歳以上）</td><td>19.8</td></tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td><td>37.3</td></tr> <tr> <td>妊婦</td><td>15.0</td></tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td><td>23.8</td></tr> </tbody> </table> 注）各食品の平均摂取量は、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。EDI試算値：作物残留試験成績の中央値（STMR）等×各食品の平均摂取量 ② 短期暴露評価 <u>各食品の短期推定摂取量（ESTI）を算出^{注)}したところ、国民全体（1歳以上）及び幼小児（1～6歳）のそれぞれにおける摂取量はARfDを超えておらず、食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられる。</u> 注）暴露評価対象物質の残留濃度から推定される基準値に相当する値、作物残留試験における最高残留濃度（HR）又は中央値（STMR）を用い、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成22年度の厚生労働科学研究の結果に基づきESTIを算出した。		EDI/ADI (%) ^{注)}	国民全体（1歳以上）	19.8	幼小児（1～6歳）	37.3	妊婦	15.0	高齢者（65歳以上）	23.8
	EDI/ADI (%) ^{注)}										
国民全体（1歳以上）	19.8										
幼小児（1～6歳）	37.3										
妊婦	15.0										
高齢者（65歳以上）	23.8										
答申案	別紙2のとおり。 ※答申案では、食品、添加物等の規格基準（厚生省告示第370号）において農薬等の成分である物質として規定するものを、「」内に表記している。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.2	0.2	○			0.03,0.03(¥)
小麦	0.7	0.7	○			0.16,0.22(¥)
大豆	0.5	0.7	○			0.04,0.19(¥)
小豆類	2	2	○			0.23,0.59(¥)(いんげんまめ)
えんどう	2	2	○			(小豆類参照)
そら豆	2	2	○			(小豆類参照)
その他の豆類	2	2	○			(小豆類参照)
はくさい	10	10	○			1.24,3.81(¥)
キャベツ	2	2	○			0.03,0.55(¥)
カリフラワー	3	3	○			(ブロッコリー参照)
ブロッコリー	3	3	○			0.58,0.92,1.16
その他のあぶらな科野菜	3	3	○			(ブロッコリー参照)
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	40	40	○			0.85,13.87(リーフレタス)、 4.64(サラダ菜)
その他のきく科野菜	5	5	○			1.58,1.99(¥)(くさちしゃ)
たまねぎ	0.1	0.1	○			<0.02,<0.02(¥)
ねぎ(リーキを含む。)	2	2	○			0.08(根深ねぎ)、0.61(葉ねぎ)
にんにく	0.1	0.1	○			<0.02,<0.02(¥)
にら	10	10	○			3.63,5.98(¥)
アスパラガス	0.5	0.5	○			0.08,0.17(¥)
にんじん	0.6	0.6	○			0.05~0.28(n=4)
トマト	3	3	○			0.43,1.31(¥)(ミニトマト)
ピーマン	2	2	○			0.38,0.49,0.80
なす	2	2	○			0.43,0.75(¥)
きゅうり(ガーキンを含む。)	1	1	○			0.13,0.32(¥)
すいか(果皮を含む。)	0.3	0.3	○			0.06,0.07(¥)
メロン類果実(果皮を含む。)	2	2	○			0.49,0.51(¥)
オクラ	2	2	○			0.29,0.53(¥)
未成熟えんどう	5	5	○			0.24,2.04(¥)(さやえんどう)
未成熟いんげん	2	2	○			0.88,1.00(¥)(さやいんげん)
えだまめ	2	2	○			0.88,0.99(¥)
その他の野菜	5	5	○			(未成熟えんどう参照)
みかん(外果皮を含む。)	5	5	○			1.87,2.73(¥)
なつみかんの果実全体	4	5	○			0.17~1.79(n=4)
レモン	5	5	○			0.68(すだち)、1.74(かぼす)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	5	5	○			(みかん(外果皮を含む。)参照)
グレープフルーツ	4	5	○			(なつみかんの果実全体参照)
ライム	5	5	○			(レモン参照)
その他のかんきつ類果実	5	5	○			(みかん(外果皮を含む。)参照)
りんご	2	2	○			0.11,0.69(¥)
日本なし	2	3	○			0.40,0.95(¥)
西洋なし	2	3	○			(日本なし参照)
もも(果皮及び種子を含む。)	2	3	○			0.82,0.90(¥)
ネクタリン	2	2	○			0.70,0.80(¥)
あんず(アブリコットを含む。)	2	2	○			0.76,0.89(¥)
すもも(プルーンを含む。)	5	5	○			(うめ参照)
うめ	5	5	○			1.22,1.59(¥)
おうとう(チェリーを含む。)	10	10	○			2.43,3.42(¥)
いちご	8	8	○			0.40~3.18(n=4)
ブルーベリー	1		申			0.34,0.44(¥)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
ぶどう	4	4	○			0.40～2.16(n=5)
かき	1	1	○			0.17,0.44(¥)
キウイ	0.2	0.2	○			0.03,0.04(¥)
茶	40	40	○			21.73,26.87(¥)(荒茶)
その他のスパイス	20	20	○			9.28,11.67(¥)(みかん果皮)
その他のハーブ	30		申			4.58,22.2(¥)(しそ)
牛の筋肉	0.01	0.01				推:<0.01
豚の筋肉	0.01	0.01				(牛の筋肉参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	0.01				(牛の筋肉参照)
牛の脂肪	0.01	0.01				推:<0.01
豚の脂肪	0.01	0.01				(牛の脂肪参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01	0.01				(牛の脂肪参照)
牛の肝臓	0.01	0.01				推:<0.01
豚の肝臓	0.01	0.01				(牛の肝臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01	0.01				(牛の肝臓参照)
牛の腎臓	0.01	0.01				推:<0.01
豚の腎臓	0.01	0.01				(牛の腎臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01	0.01				(牛の腎臓参照)
牛の食用部分	0.01	0.01				(牛の肝臓参照)
豚の食用部分	0.01	0.01				(牛の肝臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01	0.01				(牛の肝臓参照)
乳	0.01	0.01				推:<0.01
魚介類	0.04	0.04				推:0.04
はちみつ	0.05					※

太枠:本基準(暫定基準以外の基準)を見直した基準値

○:既に、国内において登録等がされているもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(¥):基準値設定の根拠とした作物残留試験成績(最大値)

推:推定される残留濃度

※)「食品中の農薬の残留基準設定の基本原則について」(令和6年6月25日食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会)の別添3「はちみつ中の農薬等の基準設定の方法について」に基づき設定。

答申（案）

（別紙2）

ピリベンカルブについては、以下のとおり食品中の農薬の残留基準を設定することが適当である。

ピリベンカルブ

今回残留基準を設定する「ピリベンカルブ」の規制対象は、農産物及びはちみつにあってはピリベンカルブ及び代謝物B【メチル[2-クロロ-5-[(Z)-1-(6-メチル-2-ピリジルメトキシイミノ)エチル]ベンジル]カルバメート】とし、畜産物及び魚介類にあってはピリベンカルブのみとする。

ただし、代謝物Bはピリベンカルブの濃度に換算するものとする。

食品名	残留基準値 ppm
米（玄米をいう。）	0.2
小麦	0.7
大豆	0.5
小豆類 ^{注1)}	2
えんどう	2
そら豆	2
その他の豆類 ^{注2)}	2
はくさい	10
キャベツ	2
カリフラワー	3
ブロッコリー	3
その他のあぶらな科野菜 ^{注3)}	3
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	40
その他のきく科野菜 ^{注4)}	5
たまねぎ	0.1
ねぎ（リーキを含む。）	2
にんにく	0.1
にら	10
アスパラガス	0.5
にんじん	0.6
トマト	3
ピーマン	2
なす	2
きゅうり（ガーキンを含む。）	1
すいか（果皮を含む。）	0.3
メロン類果実（果皮を含む。）	2
オクラ	2
未成熟えんどう	5

食品名	残留基準値 ppm
未成熟いんげん	2
えだまめ	2
その他の野菜 ^{注5)}	5
みかん（外果皮を含む。）	5
なつみかんの果実全体	4
レモン	5
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	5
グレープフルーツ	4
ライム	5
その他のかんきつ類果実 ^{注6)}	5
りんご	2
日本なし	2
西洋なし	2
もも（果皮及び種子を含む。）	2
ネクタリン	2
あんず（アプリコットを含む。）	2
すもも（プルーンを含む。）	5
うめ	5
おうとう（チェリーを含む。）	10
いちご	8
ブルーベリー	1
ぶどう	4
かき	1
キウイー	0.2
茶	40
その他のスパイス ^{注7)}	20
その他のハーブ ^{注8)}	30
牛の筋肉	0.01
豚の筋肉	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注9)} の筋肉	0.01
牛の脂肪	0.01
豚の脂肪	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01

食品名	残留基準値 ppm
牛の肝臓	0.01
豚の肝臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01
牛の腎臓	0.01
豚の腎臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01
牛の食用部分 ^{注10)}	0.01
豚の食用部分	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01
乳	0.01
魚介類	0.04
はちみつ	0.05

注1) 「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。

注2) 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。

注3) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注4) 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）及びハーブ以外のものをいう。

注5) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注6) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注7) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注8) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注9) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注10) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

フロメトキン (Flometoquin)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請(適用拡大: もも、ぶどう等)を受け、残留基準を設定するもの。 令和6年6月25日開催の農薬・動物用医薬品部会において審議された。										
用途	農薬／殺虫剤										
我が国の登録状況	農薬：かんきつ、いちご等を対象作物に登録されている。										
諸外国の状況	JMPRIにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、いずれの国及び地域においても基準値が設定されていない。										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：フロメトキンとする。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	ADI (許容一日摂取量) : 0.008 mg/kg 体重/day ARfD (急性参照用量) : 0.044 mg/kg 体重										
暴露評価	暴露評価対象物質：フロメトキン及び代謝物M1とする。 ① 長期暴露評価 <u>長期的な摂取量はいずれの年齢等区分においても ADI の範囲内となり、食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられる。</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>EDI/ADI (%) ^{注)}</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体 (1歳以上)</td><td>36.3</td></tr> <tr> <td>幼小児 (1～6歳)</td><td>50.6</td></tr> <tr> <td>妊婦</td><td>28.3</td></tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td><td>47.4</td></tr> </tbody> </table> 注) 各食品の平均摂取量は、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。EDI試算値：作物残留試験成績の中央値 (STMR) 等 × 各食品の平均摂取量 ② 短期暴露評価 <u>各食品の短期推定摂取量 (ESTI) を算出 ^{注)} したところ、国民全体 (1 歳以上) 及び幼小児 (1～6 歳) のそれぞれにおける摂取量は ARfD を超えておらず、食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられる。</u> 注) 暴露評価対象物質の残留濃度から推定される基準値に相当する値、作物残留試験における最高残留濃度 (HR) 又は中央値 (STMR) を用い、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成22年度の厚生労働科学研究の結果に基づきESTIを算出した。		EDI/ADI (%) ^{注)}	国民全体 (1歳以上)	36.3	幼小児 (1～6歳)	50.6	妊婦	28.3	高齢者 (65歳以上)	47.4
	EDI/ADI (%) ^{注)}										
国民全体 (1歳以上)	36.3										
幼小児 (1～6歳)	50.6										
妊婦	28.3										
高齢者 (65歳以上)	47.4										
答申案	別紙2のとおり。 ※答申案では、食品、添加物等の規格基準 (厚生省告示第370号) において農薬等の成分である物質として規定するものを、「」内に表記している。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.1	0.1	○			<0.01,0.02(¥)
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	5	5	○			1.17,1.56(¥)
はくさい	2	2	○			0.08,0.54(¥)
キャベツ	0.5	0.5	○			0.08,0.20(¥)
ケール	5		申			(きょうな参照)
こまつな	5		申			(きょうな参照)
きょうな	5		申			1.06~2.78(n=4)(みずな)
チンゲンサイ	5		申			(きょうな参照)
カリフラワー	6	6	○			(ブロッコリー参照)
ブロッコリー	6	6	○			0.18~2.48(n=4)
その他のあぶらな科野菜	5		申			(きょうな参照)
チコリ	3		申			0.52(サラダ菜)、0.76,1.52(リーフレタス)
エンダイブ	3		申			(チコリ参照)
レタス(サラダ菜及びちししゃを含む。)	4		申			0.32~1.77(n=6)(結球レタス)
その他のきく科野菜	40	40	○			10.1,25.1(¥)(きく(葉))
たまねぎ	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(¥)
ねぎ(リーキを含む。)	1	1	○			0.19,0.44(¥)
にんにく	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(¥)
にら	6	6	○			1.34,2.31,2.44
アスパラガス	0.7	0.7	○			0.16,0.28(¥)
わけぎ	2	2	○			0.42,0.71(¥)
トマト	2	2	○			0.21~0.96(n=6)(トマト、ミニトマト)
ピーマン	2	2	○			0.66,0.94(¥)
なす	1	1	○			0.16,0.32(¥)
その他のなす科野菜	5	5	○			1.44,1.90(¥)(ししとう)
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.3	0.3	○			0.03~0.10(n=6)
すいか(果皮を含む。)	0.7	0.7	○			0.12,0.23(¥)
ほうれんそう	2	2	○			0.16,0.84(¥)
未成熟いんげん	1		申			0.10,0.38,0.42(さやいんげん)
その他の野菜	0.02		申			<0.005,<0.005(¥)(未成熟そらまめ)
みかん(外果皮を含む。)	0.7	0.7	○			0.07, 0.23(¥)
なつみかんの果実全体	1	1	○			0.14,0.36(¥)
レモン	0.3	1	○			0.02(すだち)、0.07(¥)(かぼす)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.7	1	○			(みかん(外果皮を含む。)参照)
グレープフルーツ	1	1	○			(なつみかんの果実全体参照)
ライム	0.3	1	○			(レモン参照)
その他のかんきつ類果実	1	1	○			(なつみかんの果実全体参照)
もも(果皮及び種子を含む。)	0.6		申			0.16,0.16,0.26
いちご	2	2	○			0.67,0.96(¥)
ぶどう	1		申			0.10~0.60(n=4)
マンゴー	0.5	0.5	○			0.05,0.15(¥)
茶	40	5	○・申			4.95~22.6(n=6)(荒茶)
その他のスパイス	3	3	○			0.44,1.26(¥)(みかん果皮)
その他のハーブ	25	25	○			13.6,16.0(¥)(しそ)
はちみつ	0.05					※

太枠:本基準(暫定基準以外の基準)を見直した基準値

○:既に、国内において登録等がされているもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(¥):基準値設定の根拠とした作物残留試験成績(最大値)

※)「食品中の農薬の残留基準設定の基本原則について」(令和6年6月25日食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会)の別添3「はちみつ中の農薬等の基準設定の方法について」に基づき設定。

答申（案）

（別紙2）

フロメトキンについては、以下のとおり食品中の農薬の残留基準を設定することが適当である。

フロメトキン

今回残留基準を設定する「フロメトキン」の規制対象は、フロメトキンのみとする。

食品名	残留基準値 ppm
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.1
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	5
はくさい	2
キャベツ	0.5
ケール	5
こまつな	5
きょうな	5
チンゲンサイ	5
カリフラワー	6
ブロッコリー	6
その他のあぶらな科野菜 ^{注1)}	5
チコリ	3
エンダイブ	3
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	4
その他のきく科野菜 ^{注2)}	40
たまねぎ	0.05
ねぎ（リーキを含む。）	1
にんにく	0.05
にら	6
アスパラガス	0.7
わけぎ	2
トマト	2
ピーマン	2
なす	1
その他のなす科野菜 ^{注3)}	5
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.3
すいか（果皮を含む。）	0.7
ほうれんそう	2
未成熟いんげん	1
その他の野菜 ^{注4)}	0.02

食品名	残留基準値 ppm
みかん（外果皮を含む。）	0.7
なつみかんの果実全体	1
レモン	0.3
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	0.7
グレープフルーツ	1
ライム	0.3
その他のかんきつ類果実 ^{注5)}	1
もも（果皮及び種子を含む。）	0.6
いちご	2
ぶどう	1
マンゴー	0.5
茶	40
その他のスパイス ^{注6)}	3
その他のハーブ ^{注7)}	25
はちみつ	0.05

注1) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注2) 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）及びハーブ以外のものをいう。

注3) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注4) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注5) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注6) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注7) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

動物用医薬品及び飼料添加物の暫定基準見直し

審議の対象	動物用医薬品及び飼料添加物の食品中の残留基準の設定 動物用医薬品及び飼料添加物 ① スルファキノキサリン 動物用医薬品 ②スルファクロルピリダジン ③スルファジアジン ④スルファジミジン（別名）スルファメサジン ⑤スルファジメトキシシ ⑥スルファドキシシ ⑦スルファメトキサゾール ⑧スルファモイルダプソン ⑨スルファモノメトキシシ ⑩スルフィソゾール ※①～⑩の10剤を、以下「サルファ剤」とする。
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。 令和6年6月25日開催の農薬・動物用医薬品部会において審議された。
用途	動物用医薬品及び飼料添加物／合成抗菌剤
我が国の承認・指定状況	飼料添加物：スルファキノキサリンが指定されている。 動物用医薬品：スルファジミジン、スルファジメトキシシ、スルファドキシシ、スルファメトキサゾール、スルファモイルダプソン、スルファモノメトキシシ及びスルフィソゾールが承認されている。
諸外国の状況	JECFAにおいて、スルファジミジンのリスク評価がなされ、1995年にADIが設定されている。国際基準は牛、豚等に設定されている。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においては、牛等にスルファキノキサリン、スルファクロルピリダジン、スルファジミジン及びスルファジメトキシシの基準値が設定されている。カナダにおいては、牛等にスルファキノキサリン、スルファクロルピリダジン、スルファジアジン、スルファジミジン、スルファジメトキシシ及びスルファドキシシの基準値が設定されている。豪州においては、牛、豚等にスルファジアジン、スルファジミジン及びスルファドキシシ、家きん等にスルファキノキサリンの基準値が設定されている。EUにおいては、すべての食用動物にスルホンアミドグループとしての基準値が設定されている。
基準値案	残留の規制対象物質：各サルファ剤とする。 食品健康影響評価を踏まえ、現行の規制対象を維持する。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	現行のリスク管理の範囲で使用される限りにおいて、食品健康影響は無視できる程度と考えられる。
暴露評価	—
答申案	別紙1～10のとおり。 ※答申案では、食品、添加物等の規格基準（厚生省告示第370号）において農薬等の成分である物質として規定するものを、「」内に表記している。

答申（案）

（別紙１）

スルファキノキサリンについては、以下のとおり食品中の動物用医薬品及び飼料添加物の残留基準を設定することが適当である。

スルファキノキサリン

今回残留基準を設定する「スルファキノキサリン」の規制対象は、スルファキノキサリンのみとする。

食品名	残留基準値 ppm
牛の筋肉	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注1)} の筋肉	0.1
牛の脂肪	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.1
牛の肝臓	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1
牛の腎臓	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.1
牛の食用部分 ^{注2)}	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.1
乳	0.01
鶏の筋肉	0.05
その他の家きん ^{注3)} の筋肉	0.1
鶏の脂肪	0.05
その他の家きんの脂肪	0.1
鶏の肝臓	0.05
その他の家きんの肝臓	0.1
鶏の腎臓	0.05
その他の家きんの腎臓	0.1
鶏の食用部分	0.05
その他の家きんの食用部分	0.1
鶏の卵	0.01
その他の家きんの卵	0.01

注1)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注2)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注3)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

答申（案）

（別紙2）

スルファクロルピリダジンについては、以下のとおり食品中の動物用医薬品の残留基準を設定することが適当である。

スルファクロルピリダジン

今回残留基準を設定する「スルファクロルピリダジン」の規制対象は、スルファクロルピリダジンのみとする。

食品名	残留基準値 ppm
牛の筋肉	0.1
豚の筋肉	0.05
牛の脂肪	0.1
豚の脂肪	0.05
牛の肝臓	0.1
豚の肝臓	0.05
牛の腎臓	0.1
豚の腎臓	0.05
牛の食用部分 ^{注1)}	0.1
豚の食用部分	0.05

注1)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

答申（案）

（別紙3）

スルファジアジンについては、以下のとおり食品中の動物用医薬品の残留基準を設定することが適当である。

スルファジアジン

今回残留基準を設定する「スルファジアジン」の規制対象は、スルファジアジンのみとする。

食品名	残留基準値 ppm
牛の筋肉	0.1
豚の筋肉	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注1)} の筋肉	0.1
牛の脂肪	0.1
豚の脂肪	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.1
牛の肝臓	0.1
豚の肝臓	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1
牛の腎臓	0.1
豚の腎臓	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.1
牛の食用部分 ^{注2)}	0.1
豚の食用部分	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.1
乳	0.07
鶏の筋肉	0.1
その他の家きん ^{注3)} の筋肉	0.1
鶏の脂肪	0.1
その他の家きんの脂肪	0.1
鶏の肝臓	0.1
その他の家きんの肝臓	0.1
鶏の腎臓	0.1
その他の家きんの腎臓	0.1
鶏の食用部分	0.1
その他の家きんの食用部分	0.1
鶏の卵	0.02
その他の家きんの卵	0.02
魚介類（さけ目魚類に限る。）	0.1

注1)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注2)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注3)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

答申（案）

（別紙4）

スルファジミジンについては、以下のとおり食品中の動物用医薬品の残留基準を設定することが適当である。

スルファジミジン

今回残留基準を設定する「スルファジミジン」の規制対象は、スルファジミジンのみとする。

食品名	残留基準値 ppm
牛の筋肉	0.10
豚の筋肉	0.10
羊の筋肉	0.10
馬の筋肉	0.10
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注1} （羊及び馬を除く。）の筋肉	0.1
牛の脂肪	0.10
豚の脂肪	0.10
羊の脂肪	0.10
馬の脂肪	0.10
その他の陸棲哺乳類に属する動物（羊及び馬を除く。）の脂肪	0.1
牛の肝臓	0.10
豚の肝臓	0.10
羊の肝臓	0.10
馬の肝臓	0.10
その他の陸棲哺乳類に属する動物（羊及び馬を除く。）の肝臓	0.1
牛の腎臓	0.10
豚の腎臓	0.10
羊の腎臓	0.10
馬の腎臓	0.10
その他の陸棲哺乳類に属する動物（羊及び馬を除く。）の腎臓	0.1
牛の食用部分 ^{注2}	0.1
豚の食用部分	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.1
乳	0.025
鶏の筋肉	0.10
あひるの筋肉	0.10
七面鳥の筋肉	0.10
その他の家きん ^{注3} （あひる及び七面鳥を除く。）の筋肉	0.1

食品名	残留基準値 ppm
鶏の脂肪	0.10
あひるの脂肪	0.10
七面鳥の脂肪	0.10
その他の家きん（あひる及び七面鳥を除く。）の脂肪	0.1
鶏の肝臓	0.10
あひるの肝臓	0.10
七面鳥の肝臓	0.10
その他の家きん（あひる及び七面鳥を除く。）の肝臓	0.1
鶏の腎臓	0.10
あひるの腎臓	0.10
七面鳥の腎臓	0.10
その他の家きん（あひる及び七面鳥を除く。）の腎臓	0.1
鶏の食用部分	0.1
その他の家きんの食用部分	0.1
鶏の卵	0.01
その他の家きんの卵	0.01

注1)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注2)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注3)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

答申（案）

（別紙5）

スルファジメトキシンについては、以下のとおり食品中の動物用医薬品の残留基準を設定することが適当である。

スルファジメトキシン

今回残留基準を設定する「スルファジメトキシン」の規制対象は、スルファジメトキシンのみとする。

食品名	残留基準値 ppm
牛の筋肉	0.05
豚の筋肉	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注1)} の筋肉	0.05
牛の脂肪	0.05
豚の脂肪	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05
牛の肝臓	0.05
豚の肝臓	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05
牛の腎臓	0.05
豚の腎臓	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.05
牛の食用部分 ^{注2)}	0.05
豚の食用部分	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.05
乳	0.02
鶏の筋肉	0.05
その他の家きん ^{注3)} の筋肉	0.1
鶏の脂肪	0.05
その他の家きんの脂肪	0.1
鶏の肝臓	0.05
その他の家きんの肝臓	0.1
鶏の腎臓	0.05
その他の家きんの腎臓	0.1
鶏の食用部分	0.05
その他の家きんの食用部分	0.1
鶏の卵	1

食品名	残留基準値 ppm
魚介類（さけ目魚類に限る。）	0.1
魚介類（その他の魚類 ^{注4)} に限る。）	0.1

注1)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注2)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注3)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

注4)「その他の魚類」とは、魚類のうち、さけ目類、うなぎ目類及びすずき目類以外のものをいう。

答申（案）

（別紙6）

スルファドキシンについては、以下のとおり食品中の動物用医薬品の残留基準を設定することが適当である。

スルファドキシン

今回残留基準を設定する「スルファドキシン」の規制対象は、スルファドキシンのみとする。

食品名	残留基準値 ppm
牛の筋肉	0.1
豚の筋肉	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注1)} の筋肉	0.1
牛の脂肪	0.1
豚の脂肪	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.1
牛の肝臓	0.1
豚の肝臓	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1
牛の腎臓	0.1
豚の腎臓	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.1
牛の食用部分 ^{注2)}	0.1
豚の食用部分	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.1
乳	0.06

注1)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注2)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

答申（案）

（別紙7）

スルファメトキサゾールについては、以下のとおり食品中の動物用医薬品の残留基準を設定することが適当である。

スルファメトキサゾール

今回残留基準を設定する「スルファメトキサゾール」の規制対象は、スルファメトキサゾールのみとする。

食品名	残留基準値 ppm
豚の筋肉	0.02
豚の脂肪	0.02
豚の肝臓	0.02
豚の腎臓	0.02
豚の食用部分 ^{注1)}	0.02
鶏の筋肉	0.02
鶏の脂肪	0.05
鶏の肝臓	0.02
鶏の腎臓	0.02
鶏の食用部分	0.02

注1)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

答申（案）

（別紙8）

スルファモイルダプソンについては、以下のとおり食品中の動物用医薬品の残留基準を設定することが適当である。

スルファモイルダプソン

今回残留基準を設定する「スルファモイルダプソン」の規制対象は、スルファモイルダプソンのみとする。

食品名	残留基準値 ppm
豚の筋肉	0.1
豚の脂肪	0.1
豚の肝臓	0.1
豚の腎臓	0.1
豚の食用部分 ^{注1)}	0.3

注1)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

答申（案）

（別紙9）

スルファモノメトキシンについては、以下のとおり食品中の動物用医薬品の残留基準を設定することが適当である。

スルファモノメトキシン

今回残留基準を設定する「スルファモノメトキシン」の規制対象は、スルファモノメトキシンのみとする。

食品名	残留基準値 ppm
牛の筋肉	0.01
豚の筋肉	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注1)} の筋肉	0.1
牛の脂肪	0.05
豚の脂肪	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.1
牛の肝臓	0.05
豚の肝臓	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1
牛の腎臓	0.05
豚の腎臓	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.1
牛の食用部分 ^{注2)}	0.05
豚の食用部分	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.1
鶏の筋肉	0.1
鶏の脂肪	0.1
鶏の肝臓	0.1
鶏の腎臓	0.1
鶏の食用部分	0.1
魚介類（さけ目魚類に限る。）	0.1
魚介類（うなぎ目魚類に限る。）	0.1
魚介類（すずき目魚類に限る。）	0.1
魚介類（その他の魚類 ^{注3)} に限る。）	0.1

注1)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注2)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注3)「その他の魚類」とは、魚類のうち、さけ目類、うなぎ目類及びすずき目類以外のものをいう。

答申（案）

（別紙10）

スルフィソゾールについては、以下のとおり食品中の動物用医薬品の残留基準を設定することが適当である。

スルフィソゾール

今回残留基準を設定する「スルフィソゾール」の規制対象は、スルフィソゾールのみとする。

食品名	残留基準値 ppm
魚介類（さけ目魚類に限る。）	0.1
魚介類（すずき目魚類に限る。）	0.1
魚介類（その他の魚類 ^{注1)} に限る。）	

注2)「その他の魚類」とは、魚類のうち、さけ目類、うなぎ目類及びすずき目類以外のものをいう。

イミシアホス (Imicyafos)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請（適用拡大：だいこん類の根、にんじん等）を受け、残留基準を設定するもの。 令和6年7月31日開催の農薬・動物用医薬品部会において審議された。										
用途	農薬／殺線虫剤										
我が国の登録状況	農薬：だいず、ばれいしょ等を対象作物に登録されている。										
諸外国の状況	JMPRIにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、いずれの国及び地域においても基準値が設定されていない。										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：イミシアホスとする。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	ADI（許容一日摂取量）：0.0005 mg/kg 体重/day ARfD（急性参照用量）：0.01 mg/kg 体重										
暴露評価	暴露評価対象物質：イミシアホスとする。 ① 長期暴露評価 <u>長期的な摂取量はいずれの年齢等区分においても ADI の範囲内となり、食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられる。</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>EDI／ADI (%) ^{注)}</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体（1歳以上）</td><td>36.6</td></tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td><td>60.0</td></tr> <tr> <td>妊婦</td><td>34.8</td></tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td><td>42.5</td></tr> </tbody> </table> 注）各食品の平均摂取量は、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。EDI試算値：作物残留試験成績の中央値（STMR）等×各食品の平均摂取量 ② 短期暴露評価 <u>各食品の短期推定摂取量（ESTI）を算出^{注)}したところ、国民全体（1歳以上）及び幼小児（1～6歳）のそれぞれにおける摂取量はARfDを超えておらず、食品を介した摂取により健康に悪影響が生じるおそれはないものと考えられる。</u> 注）基準値案、作物残留試験における最高残留濃度（HR）又は中央値（STMR）を用い、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成22年度の厚生労働科学研究の結果に基づきESTIを算出した。		EDI／ADI (%) ^{注)}	国民全体（1歳以上）	36.6	幼小児（1～6歳）	60.0	妊婦	34.8	高齢者（65歳以上）	42.5
	EDI／ADI (%) ^{注)}										
国民全体（1歳以上）	36.6										
幼小児（1～6歳）	60.0										
妊婦	34.8										
高齢者（65歳以上）	42.5										
答申案	別紙2のとおり。 ※答申案では、食品、添加物等の規格基準（厚生省告示第370号）において農薬等の成分である物質として規定するものを、「」内に記載している。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
大豆	0.02	0.02	○			<0.005,<0.005(¥)
ばれいしょ	0.1	0.1	○			<0.001,0.015(¥)
さといも類(やつがしらを含む。)	0.02	0.02	○			<0.005,<0.005(¥)
かんしょ	0.01	0.01	○			<0.002,<0.002(¥)
やまいも(長いもをいう。)	0.05	0.05	○			0.008,0.013(¥)
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.3	0.03	○・申			<0.005～0.128(n=6)
だいこん類(ラディッシュを含む。)	1	1	○			0.087,0.372(¥)(つまみ菜)
はくさい	0.1	0.1	○			<0.005,0.014(¥)
キャベツ	0.02	0.02	○			<0.005,<0.005(¥)
ごぼう		0.02				
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	2	2	○			0.03～0.714(n=4)
にら	0.02	0.02	○			<0.005,<0.005(¥)
その他のゆり科野菜	0.09	0.02	○・申			0.001～0.039(n=5)(らっきょう)
にんじん	0.09	0.03	○・申			<0.005～0.053(n=6)
トマト	0.3	0.3	○			0.053,0.061(¥)
ピーマン	0.7	0.7	○			0.05,0.27(¥)
なす	0.2	0.3	○			0.045,0.046(¥)
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.5	0.5	○			0.07,0.12(¥)
すいか		0.1	○			
すいか(果皮を含む。)	0.1		○			0.009,0.016(¥)
メロン類果実	0.05	0.05	○			<0.005,0.011(¥)
その他のうり科野菜	0.2	0.2	○			0.010,0.040(¥)(にがうり)
ほうれんそう	0.5	0.5	○			0.016,0.114(¥)
オクラ	0.03	0.03	○			<0.005,0.006(¥)
えだまめ	0.02	0.02	○			<0.005,0.005(¥)
その他の野菜	0.2	0.2	○			0.04,0.05(¥)(つるむらさき)
いちご	0.2	0.2	○			0.0145,0.0270(¥)
はちみつ	0.05					※

太枠: 本基準(暫定基準以外の基準)を見直した基準値

斜線: 食品区分を別途新設すること等に伴い、削除した食品区分

○: 既に、国内において登録等がされているもの

申: 農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(¥): 基準値設定の根拠とした作物残留試験成績(最大値)

※)「食品中の農薬の残留基準設定の基本原則について」(令和6年6月25日食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会)の別添3「はちみつ中の農薬等の基準設定の方法について」に基づき設定。

答申（案）

（別紙2）

イミシアホスについては、以下のとおり食品中の農薬の残留基準を設定することが適当である。

イミシアホス

今回残留基準を設定する「イミシアホス」の規制対象は、イミシアホスのみとする。

食品名	残留基準値 ppm
大豆	0.02
ばれいしょ	0.1
さといも類（やつがしらを含む。）	0.02
かんしょ	0.01
やまいも（長いものをいう。）	0.05
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.3
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	1
はくさい	0.1
キャベツ	0.02
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	2
にら	0.02
その他のゆり科野菜 ^{注1)}	0.09
にんじん	0.09
トマト	0.3
ピーマン	0.7
なす	0.2
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.5
すいか（果皮を含む。）	0.1
メロン類果実	0.05
その他のうり科野菜 ^{注2)}	0.2
ほうれんそう	0.5
オクラ	0.03
えだまめ	0.02
その他の野菜 ^{注3)}	0.2
いちご	0.2
はちみつ	0.05

注1) 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ（リーキを含む。）、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

注2) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注3) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

カルタップ、チオシクラム及びベンスルタップ (Cartap, Thiocyclam and Bensultap)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請（新規：みかん、適用拡大：かぶ等／カルタップ）、（畜産物／カルタップ）、（適用拡大：葉たまねぎ／チオシクラム）、（適用拡大：もも、ぶどう等／カルタップ）を受け、残留基準を設定するもの。 令和6年7月31日開催の農薬・動物用医薬品部会において審議された。										
用途	農薬／殺虫剤										
我が国の登録状況	農薬：稲、とうもろこし等を対象作物に登録されている。										
諸外国の状況	JMPRIにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、いずれの国及び地域においても基準値は設定されていない。										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：農産物及びはちみつにあっては、カルタップ塩酸塩、チオシクラムシュウ酸塩、ベンスルタップ、代謝物A【 <i>N,N</i> -ジメチル-1,2-ジチオラン-4-アミン】及びアルカリ条件下で加水分解、酸化することにより代謝物Aに変換される代謝物とし、畜産物にあっては、カルタップ塩酸塩、チオシクラムシュウ酸塩、ベンスルタップ及び代謝物Aとする。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	カルタップ塩酸塩、チオシクラムシュウ酸塩及びベンスルタップのグループADI 及び ARfD ADI（許容一日摂取量）：0.016 mg/kg 体重/day（カルタップ塩酸塩換算） ARfD（急性参照用量）：0.1 mg/kg 体重（カルタップ塩酸塩換算）										
暴露評価	暴露評価対象物質：農産物にあっては、カルタップ塩酸塩、チオシクラムシュウ酸塩、ベンスルタップ、代謝物A及びアルカリ条件下で加水分解、酸化することにより代謝物Aに変換される代謝物とし、畜産物にあっては、カルタップ塩酸塩、チオシクラムシュウ酸塩及びベンスルタップ及び代謝物Aとする。 ① 長期暴露評価 <u>長期的な摂取量はいずれの年齢等区分においてもADIの範囲内となり、食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられる。</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>EDI/ADI (%) ^{注)}</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体（1歳以上）</td><td>13.3</td></tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td><td>24.0</td></tr> <tr> <td>妊婦</td><td>12.0</td></tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td><td>15.7</td></tr> </tbody> </table> 注）各食品の平均摂取量は、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。EDI試算値：作物残留試験成績の中央値（STMR）等×各食品の平均摂取量 ② 短期暴露評価 <u>各食品の短期推定摂取量（ESTI）を算出^{注)}したところ、国民全体（1歳</u>		EDI/ADI (%) ^{注)}	国民全体（1歳以上）	13.3	幼小児（1～6歳）	24.0	妊婦	12.0	高齢者（65歳以上）	15.7
	EDI/ADI (%) ^{注)}										
国民全体（1歳以上）	13.3										
幼小児（1～6歳）	24.0										
妊婦	12.0										
高齢者（65歳以上）	15.7										

	<u>以上）及び幼小児（1～6歳）のそれぞれにおける摂取量はARfDを超えておらず、食品を介した摂取により健康に悪影響が生じるおそれはないものと考えられる。</u> 注）基準値案、作物残留試験における最高残留濃度（HR）又は中央値（STMR）を用い、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成22年度の厚生労働科学研究の結果に基づきESTIを算出した。
答申案	別紙2のとおり。 ※答申案では、食品、添加物等の規格基準（厚生省告示第370号）において農薬等の成分である物質として規定するものを、「」内に記載している。

農薬名 カルタップ、チオシクラム及びベンスルタップ

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.3	0.3	○			<0.053,<0.053(＃)(¥)(チオシクラム)
とうもろこし	0.1	0.1	○			<0.015,<0.015(¥)(カルタップ)
その他の穀類	0.2	0.2	○			<0.01,0.04(¥)(はとむぎ)(カルタップ)
ばれいしょ	0.1	0.1	○			<0.01,0.02(¥)(カルタップ)
さといも類(やつがしらを含む。)	0.1	0.1	○			<0.014,<0.015(¥)(カルタップ)
かんしょ	0.05	0.05	○			<0.01,0.01(¥)(カルタップ)
てんさい	0.2	0.2	○			<0.01,0.02,0.07(カルタップ)
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.5	0.5	○			0.04,0.13(¥)(はつかだいこん)(カルタップ)
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	3	3	○			0.48,1.08(¥)(はつかだいこん)(カルタップ)
かぶ類の根	0.7		申			0.12,0.22,0.30(カルタップ)
かぶ類の葉	20		申			4.90,7.19,7.64(カルタップ)
はくさい	2	2	○			0.074,0.840(¥)(カルタップ)
キャベツ	0.5	0.7	○			0.127,0.154(¥)(チオシクラム)
チンゲンサイ	2	2	○			0.32,0.545(¥)(カルタップ)
ブロッコリー	2	2	○			0.217,0.535(¥)(チオシクラム)
その他のあぶらな科野菜	1	1	○			0.13,0.38(¥)(なばな)(カルタップ)
しゅんぎく	0.7	0.8	○			0.035,0.202,0.272(チオシクラム)
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	2	2	○			0.36,0.78(¥)(レタス)(カルタップ)
その他のさく科野菜	0.5	0.5	○			<0.03,0.13(¥)(ふき)(カルタップ)
たまねぎ	0.2	0.2	○			0.02～0.12(n=6)(カルタップ)
ねぎ(リーキを含む。)	5	5	○			0.44～2.22(n=6)(カルタップ)
にら	1	1	○			0.071,0.232,0.444(チオシクラム)
アスパラガス	0.7	0.7	○			<0.03,0.222(¥)(チオシクラム)
わけぎ	0.7	0.7	○			0.182,0.262(¥)(チオシクラム)
その他のゆり科野菜	2		申			0.716,0.999(¥)(葉たまねぎ)(チオシクラム)
セロリ	15	15	○			2.442,4.157,4.298(チオシクラム)
ほうれんそう	3	3	○			0.202～1.090(n=6)(チオシクラム)
しょうが	0.2	0.2	○			<0.003,0.03(¥)(カルタップ)
未成熟えんどう	2	3	○			0.11～0.684(n=4)(さやえんどう)(カルタップ)
未成熟いんげん	2	2	○			0.16,0.58(¥)(さやいんげん)(カルタップ)
その他の野菜	1	1	○			0.4,0.4(¥)(びわ(葉))(カルタップ)
みかん(外果皮を含む。)	1		申			0.06～0.47(n=6)(カルタップ)
びわ(果梗を除き、果皮及び種子を含む。)	0.4	0.4	○			0.01,0.01,0.16(カルタップ)
もも(果皮及び種子を含む。)	3		申			0.25,0.91,1.17(カルタップ)
ネクタリン	3		申			(もも(果皮及び種子を含む。))参照
すもも(プルーンを含む。)	0.5		申			0.12,0.13(¥)(カルタップ)
おうとう(チェリーを含む。)	10		申			1.36,3.12(¥)(カルタップ)
ぶどう	5	2	○・申			0.40～2.23(n=4)(カルタップ)
かき	0.3	0.4	○			0.030～0.130(n=5)(カルタップ)
キウイ(果皮を含む。)	6	6	○			0.86～2.61(n=5)(カルタップ)
くり	0.02	0.03	○			<0.0045,<0.0045(¥)(カルタップ)
茶	30	30	○			0.705～10.54(n=4)(カルタップ)
ホップ	10	10	○			0.88,3.21(¥)(カルタップ)
その他のスパイス	5		申			0.16～2.20(n=6)(みかん外果皮)(カルタップ)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
その他のハーブ	5	1	○・申			1.30,2.22(¥)(しそ(葉))(カルタップ)
牛の筋肉	0.01		申			推:<0.01
豚の筋肉	0.01		申			(牛の筋肉参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01		申			(牛の筋肉参照)
牛の脂肪	0.01		申			推:<0.01
豚の脂肪	0.01		申			(牛の脂肪参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01		申			(牛の脂肪参照)
牛の肝臓	0.01		申			推:<0.01
豚の肝臓	0.01		申			(牛の肝臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01		申			(牛の肝臓参照)
牛の腎臓	0.01		申			推:<0.01
豚の腎臓	0.01		申			(牛の腎臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01		申			(牛の腎臓参照)
牛の食用部分	0.01		申			(牛の肝臓参照)
豚の食用部分	0.01		申			(牛の肝臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01		申			(牛の肝臓参照)
乳	0.01		申			推:<0.01
はちみつ	0.05					※

太枠:本基準(暫定基準以外の基準)を見直した基準値

○:既に、国内において登録等がされているもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(#):適用の範囲内で試験が行われていない作物残留試験成績

(¥):基準値設定の根拠とした作物残留試験成績(最大値)

推:推定される残留濃度

*:基準値案、基準値現行及び作物残留試験成績はカルタップ塩酸塩としての濃度で示している。

※)「食品中の農薬の残留基準設定の基本原則について」(令和6年6月25日食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会)の別添3「はちみつ中の農薬等の基準設定の方法について」に基づき設定。

答申（案）

（別紙2）

カルタップ、チオシクラム及びベンスルタップについては、以下のとおり食品中の農薬の残留基準を設定することが適当である。

カルタップ、チオシクラム及びベンスルタップ

今回残留基準を設定する「カルタップ、チオシクラム及びベンスルタップ」の規制対象は、農産物及びはちみつにあっては、カルタップ塩酸塩、チオシクラムシュウ酸塩、ベンスルタップ、代謝物A【*N,N*-ジメチル-1,2-ジチオラン-4-アミン】及びアルカリ条件下で加水分解、酸化することにより代謝物Aに変換される代謝物とし、畜産物にあってはカルタップ塩酸塩、チオシクラムシュウ酸塩、ベンスルタップ及び代謝物Aとする。ただし、チオシクラムシュウ酸塩、ベンスルタップ及び代謝物Aは、カルタップ塩酸塩の濃度に換算するものとする。

食品名	残留基準値 ppm
米（玄米をいう。）	0.3
とうもろこし	0.1
その他の穀類 ^{注1)}	0.2
ばれいしょ	0.1
さといも類（やつがしらを含む。）	0.1
かんしょ	0.05
てんさい	0.2
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.5
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	3
かぶ類の根	0.7
かぶ類の葉	20
はくさい	2
キャベツ	0.5
チンゲンサイ	2
ブロッコリー	2
その他のあぶらな科野菜 ^{注2)}	1
しゅんぎく	0.7
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	2
その他のきく科野菜 ^{注3)}	0.5
たまねぎ	0.2
ねぎ（リーキを含む。）	5
にら	1
アスパラガス	0.7
わけぎ	0.7
その他のゆり科野菜 ^{注4)}	2

食品名	残留基準値 ppm
セロリ	15
ほうれんそう	3
しょうが	0.2
未成熟えんどう	2
未成熟いんげん	2
その他の野菜 ^{注5)}	1
みかん（外果皮を含む。）	1
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	0.4
もも（果皮及び種子を含む。）	3
ネクタリン	3
すもも（プルーンを含む。）	0.5
おうとう（チェリーを含む。）	10
ぶどう	5
かき	0.3
キウイー（果皮を含む。）	6
くり	0.02
茶	30
ホップ	10
その他のスパイス ^{注6)}	5
その他のハーブ ^{注7)}	5
牛の筋肉	0.01
豚の筋肉	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注8)} の筋肉	0.01
牛の脂肪	0.01
豚の脂肪	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01
牛の肝臓	0.01
豚の肝臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01
牛の腎臓	0.01
豚の腎臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01
牛の食用部分 ^{注9)}	0.01
豚の食用部分	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01

食品名	残留基準値 ppm
乳	0.01
はちみつ	0.05

注1) 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米（玄米をいう。）、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

注2) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注3) 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）及びハーブ以外のものをいう。

注4) 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ（リーキを含む。）、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

注5) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注6) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注7) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注8) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注9) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

キノメチオナート (Chinomethionat)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請（適用拡大：かぼちゃ）を受け、残留基準を設定するもの。 令和6年7月31日開催の農薬・動物用医薬品部会において審議された。										
用途	農薬／殺虫剤・殺菌剤										
我が国の登録状況	農薬：きゅうり、トマト等を対象作物に登録されている。										
諸外国の状況	JMPRIにおける毒性評価が行われ、1987年にADIが設定されている。国際基準は設定されていない。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、いずれの国及び地域においても基準値が設定されていない。										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：キノメチオナートとする。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	ADI（許容一日摂取量）：0.0064 mg/kg 体重/day ARfD（急性参照用量）：1.5 mg/kg 体重										
暴露評価	暴露評価対象物質：キノメチオナートとする。 ① 長期暴露評価 <u>長期的な摂取量はいずれの年齢等区分においても ADI の範囲内となり、食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられる。</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>EDI/ADI (%) 注)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体（1歳以上）</td><td>11.2</td></tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td><td>25.3</td></tr> <tr> <td>妊婦</td><td>9.7</td></tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td><td>13.2</td></tr> </tbody> </table> 注）各食品の平均摂取量は、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。EDI試算値：作物残留試験成績の中央値（STMR）等×各食品の平均摂取量 ② 短期暴露評価 <u>各食品の短期推定摂取量（ESTI）を算出注）したところ、国民全体（1歳以上）及び幼小児（1～6歳）のそれぞれにおける摂取量は ARfD を超えておらず、食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられる。</u> 注）基準値案、作物残留試験における最高残留濃度（HR）又は中央値（STMR）を用い、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成22年度の厚生労働科学研究の結果に基づきESTIを算出した。		EDI/ADI (%) 注)	国民全体（1歳以上）	11.2	幼小児（1～6歳）	25.3	妊婦	9.7	高齢者（65歳以上）	13.2
	EDI/ADI (%) 注)										
国民全体（1歳以上）	11.2										
幼小児（1～6歳）	25.3										
妊婦	9.7										
高齢者（65歳以上）	13.2										
答申案	別紙2のとおり。 ※答申案では、食品、添加物等の規格基準（厚生省告示第370号）において農薬等の成分である物質として規定するものを、「」内に表記している。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
トマト	2	2	○			0.26～1.18(n=6)(ミニトマト)
ピーマン	3	3	○			0.08～1.48(n=5)
なす	0.6	0.6	○			<0.05～0.32(n=9)
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.4	0.5	○			0.028～0.20(n=4)
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.3	0.05	○・申			0.02,0.02,0.12
すいか		0.05	○			
すいか(果皮を含む。)	0.08		○			<0.01～0.04(n=6)
メロン類果実		0.05	○			
メロン類果実(果皮を含む。)	0.7		○			0.12,0.24,0.35
まくわうり	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(#)(¥)
その他のうり科野菜	0.5	0.5	○			0.180,0.182(¥)(にがうり)
オクラ	0.7	0.7	○			0.118,0.22(¥)
その他の野菜	0.5	0.5	○			0.16,0.20(¥)(さくら葉)
みかん		0.1	○			
みかん(外果皮を含む。)	1		○			0.02～0.49(n=5)
なつみかんの果実全体	0.7	0.7	○			0.18,0.24(¥)
レモン	0.2	0.7	○			<0.02(かぼす)、0.03(すだち)(¥)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.7	0.7	○			(なつみかんの果実全体参照)
グレープフルーツ	0.7	0.7	○			(なつみかんの果実全体参照)
ライム	0.2	0.7	○			(レモン参照)
その他のかんきつ類果実	0.7	0.7	○			(なつみかんの果実全体参照)
りんご	0.5	0.5	○			<0.01～0.24(#)(n=6)
いちご	0.5	0.5	○			0.09,0.12(¥)
かき		0.05				
その他のスパイス	6	5	○			0.04～2.40(n=5)(みかん果皮)
その他のハーブ	0.2	0.2	○			<0.04,<0.04(¥)(みょうが)
はちみつ	0.05					※

太枠:本基準(暫定基準以外の基準)を見直した基準値

斜線:食品区分を別途新設すること等に伴い、削除した食品区分

○:既に、国内において登録等がされているもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(#):適用の範囲内で試験が行われていない作物残留試験成績

(¥):基準値設定の根拠とした作物残留試験成績(最大値)

※「食品中の農薬の残留基準設定の基本原則について」(令和6年6月25日食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会)の別添3「はちみつ中の農薬等の基準設定の方法について」に基づき設定。

答申（案）

（別紙2）

キノメチオナートについては、以下のとおり食品中の農薬の残留基準を設定することが適当である。

キノメチオナート

今回残留基準を設定する「キノメチオナート」の規制対象は、キノメチオナートのみとする。

食品名	残留基準値 ppm
トマト	2
ピーマン	3
なす	0.6
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.4
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.3
すいか（果皮を含む。）	0.08
メロン類果実（果皮を含む。）	0.7
まくわうり	0.05
その他のうり科野菜 ^{注1)}	0.5
オクラ	0.7
その他の野菜 ^{注2)}	0.5
みかん（外果皮を含む。）	1
なつみかんの果実全体	0.7
レモン	0.2
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	0.7
グレープフルーツ	0.7
ライム	0.2
その他のかんきつ類果実 ^{注3)}	0.7
りんご	0.5
いちご	0.5
その他のスパイス ^{注4)}	6
その他のハーブ ^{注5)}	0.2
はちみつ	0.05

注1) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注2) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注3) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注4) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注5) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

1-ナフタレン酢酸 (1-Naphthaleneacetic acid)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請（適用拡大：茶）及びインポートトレランス(IT)制度に基づく基準設定の要請（アボカド、オリーブ）を受け、残留基準を設定するもの。 令和6年7月31日開催の農薬・動物用医薬品部会において審議された。										
用途	農薬／植物成長調整剤										
我が国の登録状況	農薬：かぼちゃ、メロン等を対象作物に登録されている。										
諸外国の状況	JMPRIにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてりんご、おうとう等に、豪州においてりんご、なし等に基準値が設定されている。										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：1-ナフタレン酢酸（抱合体を含む。）とする。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	ADI（許容一日摂取量）：0.15 mg/kg 体重/day（1-ナフタレン酢酸ナトリウムとして） ARfD（急性参照用量）：0.15 mg/kg 体重（1-ナフタレン酢酸ナトリウムとして）										
暴露評価	暴露評価対象物質：1-ナフタレン酢酸（抱合体を含む。）とする。 ① 長期暴露評価 <u>長期的な摂取量はいずれの年齢等区分においてもADIの範囲内となり、食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられる。</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>EDI／ADI (%) ^{注)}</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体（1歳以上）</td><td>0.9</td></tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td><td>2.7</td></tr> <tr> <td>妊婦</td><td>0.7</td></tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td><td>1.2</td></tr> </tbody> </table> 注）各食品の平均摂取量は、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。EDI試算値：作物残留試験成績の中央値（STMR）等×各食品の平均摂取量 ② 短期暴露評価 <u>各食品の短期推定摂取量（ESTI）を算出^{注)}したところ、国民全体（1歳以上）及び幼小児（1～6歳）のそれぞれにおける摂取量はARfDを超えておらず、食品を介した摂取により健康に悪影響が生じるおそれはないものと考えられる。</u> 注）基準値案、作物残留試験における最高残留濃度（HR）又は中央値（STMR）を用い、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成22年度の厚生労働科学研究の結果に基づきESTIを算出した。		EDI／ADI (%) ^{注)}	国民全体（1歳以上）	0.9	幼小児（1～6歳）	2.7	妊婦	0.7	高齢者（65歳以上）	1.2
	EDI／ADI (%) ^{注)}										
国民全体（1歳以上）	0.9										
幼小児（1～6歳）	2.7										
妊婦	0.7										
高齢者（65歳以上）	1.2										
答申案	別紙2のとおり。 ※答申案では、食品、添加物等の規格基準（厚生省告示第370号）において農薬等の成分である物質として規定するものを、「」内に記載している。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.03	0.03	○			<0.008,<0.008(¥)
メロン類果実(果皮を含む。)	0.02	0.02	○			<0.01,<0.01,0.01
みかん(外果皮を含む。)	4	4	○			0.645～1.65(n=4)
なつみかんの果実全体	4	4	○			0.171～1.62(#)(n=4)
レモン	5	5	○			1.76(かぼす)、2.15(#)(¥)(すだち)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	5	5	○			(レモン参照)
グレープフルーツ	4	5	○			(なつみかんの果実全体参照)
ライム	5	5	○			(レモン参照)
その他のかんきつ類果実	5	5	○			(レモン参照)
りんご	0.5	0.5	○			0.025(#),0.112(#)(¥)
日本なし	0.3	0.3	○			0.043(#),0.063(#)(¥)
西洋なし	0.3	0.3	○			(日本なし参照)
マルメロ		0.3				
おうとう(チェリーを含む。)		0.1				
アボカド	0.05		IT		0.05 米国	【<0.05,<0.05,<0.05(米国)】
マンゴー	0.02	0.02	○			<0.008,<0.01,0.01
その他の果実	0.7	0.1	○・IT		0.7 米国	【0.314,0.564,0.583(米国オリーブ)】
茶	60		申			7.06～31.6(n=7)(荒茶)
その他のスパイス	30	30	○			2.30～12.2(n=4)(みかん果皮)
はちみつ	0.05					※

太枠:本基準(暫定基準以外の基準)を見直した基準値

○:既に、国内において登録等がされているもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

IT:海外で設定されている基準値を参照するようインポートトレランス申請されたもの

(#):適用の範囲内で試験が行われていない作物残留試験成績

(¥):基準値設定の根拠とした作物残留試験成績(最大値)

※)「食品中の農薬の残留基準設定の基本原則について」(令和6年6月25日食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会)の別添3「はちみつ中の農薬等の基準設定の方法について」に基づき設定。

答申（案）

（別紙2）

1-ナフタレン酢酸については、以下のとおり食品中の農薬の残留基準を設定することが適当である。

1-ナフタレン酢酸

今回残留基準を設定する「1-ナフタレン酢酸」の規制対象は、1-ナフタレン酢酸（抱合体を含む。）とする。

食品名	残留基準値 ppm
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.03
メロン類果実（果皮を含む。）	0.02
みかん（外果皮を含む。）	4
なつみかんの果実全体	4
レモン	5
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	5
グレープフルーツ	4
ライム	5
その他のかんきつ類果実 ^{注1)}	5
りんご	0.5
日本なし	0.3
西洋なし	0.3
アボカド	0.05
マンゴー	0.02
その他の果実 ^{注2)}	0.7
茶	60
その他のスパイス ^{注3)}	30
はちみつ	0.05

注1) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注2) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（プルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイア、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注3) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

フェンプロピジン (Fenpropidin)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	インポートトレランス (IT) 制度に基づく基準設定の要請 (バナナ) を受け、残留基準を設定するもの。 令和6年7月31日開催の農薬・動物用医薬品部会において審議された。										
用途	農薬／殺菌剤										
我が国の登録状況	農薬：登録されていない										
諸外国の状況	JMPRIにおける評価はなされておらず、国際基準は設定されていない。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国及びカナダにおいてバナナに、EUにおいてバナナ、畜産物等に、豪州においてぶどうに、ニュージーランドにおいて畜産物にそれぞれ基準値が設定されている。										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：フェンプロピジンとする。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	ADI (許容一日摂取量) : 0.016 mg/kg 体重/day ARfD (急性参照用量) : 国民全体の集団 : 3.5 mg/kg 体重 妊婦又は妊娠している可能性のある女性 : 0.1 mg/kg 体重										
暴露評価	暴露評価対象物質：フェンプロピジンとする。 ① 長期暴露評価 <u>長期的な摂取量はいずれの年齢等区分においても ADI の範囲内となり、食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられる。</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>EDI/ADI (%) ^{注)}</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体 (1歳以上)</td><td>0.2</td></tr> <tr> <td>幼小児 (1～6歳)</td><td>0.6</td></tr> <tr> <td>妊婦</td><td>0.2</td></tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td><td>0.2</td></tr> </tbody> </table> 注) 各食品の平均摂取量は、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。EDI試算値：作物残留試験成績の中央値 (STMR) 等×各食品の平均摂取量 ② 短期暴露評価 <u>各食品の短期推定摂取量 (ESTI) を算出^{注)}したところ、国民全体 (1歳以上)、幼小児 (1～6歳) 及び妊婦又は妊娠している可能性のある女性 (14～50歳) のそれぞれにおける摂取量はARfDを超えておらず、食品を介した摂取により健康に悪影響が生じるおそれはないものと考えられる。</u> 注) 基準値案、作物残留試験における最高残留濃度 (HR) 又は中央値 (STMR) を用い、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成22年度の厚生労働科学研究の結果に基づきESTIを算出した。		EDI/ADI (%) ^{注)}	国民全体 (1歳以上)	0.2	幼小児 (1～6歳)	0.6	妊婦	0.2	高齢者 (65歳以上)	0.2
	EDI/ADI (%) ^{注)}										
国民全体 (1歳以上)	0.2										
幼小児 (1～6歳)	0.6										
妊婦	0.2										
高齢者 (65歳以上)	0.2										
答申案	別紙2のとおり。 ※答申案では、食品、添加物等の規格基準 (厚生省告示第370号) において農薬等の成分である物質として規定するものを、「」内に記載している。										

農薬名 フェンプロピジン

(別紙1)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
バナナ	10		IT		10 米国	【0.09～6.00(n=12)(米国)】
はちみつ	0.05					※

太枠:本基準(暫定基準以外の基準)を見直した基準値
IT:海外で設定されている基準値を参照するようインポートトレランス申請されたもの
※)「食品中の農薬の残留基準設定の基本原則について」(令和6年6月25日 食品衛生審議会農薬・動物用医薬品部会の別添3「はちみつ中の農薬等の基準設定の方法について」)に基づき設定。

答申（案）

（別紙2）

フェンプロピジンについては、以下のとおり食品中の農薬の残留基準を設定することが適当である。

フェンプロピジン

今回残留基準を設定する「フェンプロピジン」の規制対象は、フェンプロピジンのみとする。

食品名	残留基準値 ppm
バナナ	10
はちみつ	0.05

フルオピラム (Fluopyram)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請（適用拡大：かんしょ）及びインポートトレランス(IT)制度に基づく基準設定の要請（小麦、大麦等）を受け、残留基準を設定するもの。 令和6年7月31日開催の農薬・動物用医薬品部会において審議された。										
用途	農薬／殺菌剤・殺線虫剤										
我が国の登録状況	農薬：あずき、ばれいしょ等を対象作物に登録されている。										
諸外国の状況	JMPRIにおける毒性評価が行われ、2010年にADI及びARfDが設定されている。 国際基準は小麦、ばれいしょ等に設定されている。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてブロッコリー、バナナ等に、カナダにおいてりんご、ぶどう等に、EUにおいてはくさい、ほうれんそう等に、豪州においておうとう、仁果類等に、ニュージーランドにおいてにんじん、ぶどう等に基準値が設定されている。										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：農産物及びはちみつにあってはフルオピラムのみとし、畜産物にあってはフルオピラム及び代謝物M21【2-（トリフルオロメチル）ベンズアミド】とする。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	ADI（許容一日摂取量）：0.012 mg/kg 体重/day ARfD（急性参照用量）：0.5 mg/kg 体重										
暴露評価	暴露評価対象物質：農産物にあってはフルオピラムのみとし、畜産物にあってはフルオピラム、代謝物 M21、代謝物 M02 及び代謝物 M03 とする。 ① 長期暴露評価 <u>長期的な摂取量はいずれの年齢等区分においても ADI の範囲内となり、食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられる。</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>EDI／ADI (%) 注)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体（1歳以上）</td><td>28.5</td></tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td><td>70.5</td></tr> <tr> <td>妊婦</td><td>27.6</td></tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td><td>29.9</td></tr> </tbody> </table> 注）各食品の平均摂取量は、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。EDI試算値：作物残留試験成績の中央値（STMR）等×各食品の平均摂取量 ② 短期暴露評価 <u>各食品の短期推定摂取量(ESTI)を算出^{注)}したところ、国民全体（1歳以上）及び幼小児（1～6歳）のそれぞれにおける摂取量は ARfD を超えておらず、食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられる。</u> 注）基準値案、作物残留試験における最高残留濃度（HR）又は中央値（STMR）を用い、平		EDI／ADI (%) 注)	国民全体（1歳以上）	28.5	幼小児（1～6歳）	70.5	妊婦	27.6	高齢者（65歳以上）	29.9
	EDI／ADI (%) 注)										
国民全体（1歳以上）	28.5										
幼小児（1～6歳）	70.5										
妊婦	27.6										
高齢者（65歳以上）	29.9										

	成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成22年度の厚生労働科学研究の結果に基づきESTIを算出した。
答申案	別紙2のとおり。 ※答申案では、食品、添加物等の規格基準（厚生省告示第 370 号）において農薬等の成分である物質として規定するものを、「」内に表記している。

農薬名

フルオピラム

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
米（玄米をいう。）	2			1.5		
小麦	0.2		IT	0.2		
大麦	0.4		IT	0.4		
ライ麦	0.2		IT	0.2		
とうもろこし	0.02			0.02		
そば	0.4		IT	0.4		
その他の穀類	0.6		IT	0.6		
大豆	0.3	2	○ \$	0.3		
小豆類	0.2	1	○ \$	0.15		
えんどう	0.7	2	○ \$	0.7		
そら豆	0.2	2	○ \$	0.15		
らっかせい	0.2	0.2		0.2		
その他の豆類	0.7	2	○ \$	0.7		
ばれいしょ	0.2	0.1	○	0.15		
さといも類（やつがしらを含む。）	0.1	0.1	○		0.10 米国	【<0.01～0.068 (n=15) (米国)ばれいしょ】 <0.01～0.12 (n=6)
かんしょ	0.2	0.1	○・申			
やまいも（長いもをいう。）	0.1	0.1	○		0.10 米国	【さといも類（やつがしらを含む。）参照】
その他のいも類	0.1	0.1			0.10 米国	【さといも類（やつがしらを含む。）参照】
てんさい	0.1	0.1		0.04	0.10 米国	【0.02～0.04 (n=12) (米国)】
さとうきび	0.08		IT		0.08 米国	【<0.010～0.043 (n=5) (米国)】 ※1
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.03	0.3	○			<0.01～0.02 (n=6)
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	0.07	30	○			<0.01～0.04 (n=6)
かぶ類の根		0.3				
かぶ類の葉		30				
西洋わさび		0.3				
はくさい		5	○ \$			
キャベツ	3	4	○ \$	0.15	4 米国	【0.06～1.27 (n=6) (米国)】
芽キャベツ	0.3	0.3		0.3		
カリフラワー	0.09	0.09		0.09		
ブロッコリー	0.3	0.3		0.3		
ごぼう	0.09	0.3	○			<0.01, 0.02, 0.04
サルシフィー		0.3				
アーティチョーク	0.4			0.4		
チコリ	0.2	30		0.15		
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	15	15	○ \$	15		
その他のきく科野菜		30				
たまねぎ	0.4	0.4	○ \$	0.07	0.40 米国	【0.016～0.186 (n=8) (米国)】
ねぎ（リーキを含む。）	2	0.7		2		
にんにく	0.4	0.4	○	0.07	0.40 米国	【たまねぎ参照】
アスパラガス	0.01	0.01		0.01		
その他のゆり科野菜	15	0.4		15		
にんじん	0.4	0.4	○	0.4		
パースニップ		0.3				
その他のせり科野菜		30				
トマト	1	1		0.5	1.0 米国	【0.15～0.81 (n=8) (米国)トマト、0.18～0.39 (n=4) (米国)ミニトマト】
ピーマン	3	4		3		
なす	0.5	4		0.5		
その他のなす科野菜	4	4		3	4.0 米国	【0.12～1.23 (n=3) (米国)とうがらし】
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.5	0.6		0.5		
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.3	0.6			0.60 米国	【0.069～0.173 (n=5) (米国)サマースカッシュ】
しろうり	0.8	1			1.0 米国	【メロン類果実（果皮を含む。）参照】
メロン類果実		0.05				
メロン類果実（果皮を含む。）	0.8				1.0 米国	【0.072～0.439 (n=6) (米国)】
まくわうり（果皮を含む。）	0.8				1.0 米国	【メロン類果実（果皮を含む。）参照】
その他のうり科野菜		0.6				
オクラ		4				
しょうが	0.1	0.1	○		0.10 米国	【さといも類（やつがしらを含む。）参照】
未成熟えんどう	0.2			0.2		
未成熟いんげん	1			1		
その他の野菜	0.1		IT		0.10 米国	【さといも類（やつがしらを含む。）参照】
みかん（外果皮を含む。）	0.6			0.6		
なつみかんの果実全体	0.4	1		0.4		
レモン	1	1		1		
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	0.6	1		0.6		
グレープフルーツ	0.4	1		0.4		

農薬名

フルオピラム

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
ライム	1	1		1		
その他のかんきつ類果実	1	1		1		
りんご	0.8	1	○ \$	0.5	0.80 米国	【0.126～0.406 (n=6) (米国なし)】
日本なし	0.8	3	○ \$	0.5	0.80 米国	【りんご参照】
西洋なし	0.8	3	○ \$	0.5	0.80 米国	【りんご参照】
マルメロ	0.8	0.8		0.5	0.80 米国	【りんご参照】
びわ (果梗を除き、果皮及び種子を含む。)	0.5			0.5		
もも		0.5	○ \$			
もも (果皮及び種子を含む。)	1		○ \$	1		
ネクタリン	1	5	○ \$	1		
あんず (アブリコットを含む。)	1	5	○ \$	1		
すもも (ブルーンを含む。)	0.5	1	○ \$	0.5		
うめ		5	○ \$			
おうとう (チェリーを含む。)	2	5	○ \$	2		
いちご	0.4	5	○ \$	0.4		
ラズベリー	5	5		5		
ブラックベリー	5	5		5		
ブルーベリー	7	7		7		
クランベリー		7				
ハックルベリー	7	7		7		
その他のベリー類果実	7	7		7		
ぶどう	2	5	○ \$	2		
バナナ	0.8	1		0.8		
グアバ		7				※2
マンゴー	1			1		
その他の果実	0.5	2		0.5		
ひまわりの種子	0.7	0.7		0.7		
ごまの種子	0.3	5	IT		0.3 米国	【0.026～0.143 (#) (n=11) (米国なたね)】
べにばなの種子	0.7	0.7			0.70 米国	【0.01～0.380 (n=8) (米国ひまわりの種子)】
綿実	0.8	0.8		0.8		
なたね	1	5		1		
その他のオイルシード	0.3	5	IT		0.3 米国	【ごまの種子参照】
ぎんなん	0.04	0.05		0.04		
くり	0.04	0.05		0.04		
ペカン	0.04	0.05		0.04		
アーモンド	0.04	0.05		0.04		
くるみ	0.04	0.05		0.04		
その他のナッツ類	0.04	0.05		0.04		
コーヒー豆	0.01			0.01		
ホップ	60	60		50	60 米国	【5.80, 6.71, 25.37 (米国)】
その他のスパイス	70	0.1		70		
その他のハーブ	70	4		70		
牛の筋肉	2	0.8	IT	1.5	1.5 カナダ	【牛の脂肪参照】※3
豚の筋肉	0.1	0.8	IT	1.5	0.1 EU	【推：0.047】※3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	2	0.8	IT	1.5	1.5 カナダ	【牛の脂肪参照】※3
牛の脂肪	2	0.8	IT	1.5	1.5 カナダ	【推：1.402】※3
豚の脂肪	0.09	0.8	IT	1.5	0.09 EU	【推：0.04】※3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	2	0.8	IT	1.5	1.5 カナダ	【牛の脂肪参照】※3
牛の肝臓	10	5	IT	8	10 カナダ	【推：9.208】※3
豚の肝臓	0.5	5	IT	8	0.5 EU	【推：0.499】※3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	10	5	IT	8	10 カナダ	【牛の肝臓参照】※3
牛の腎臓	10	0.8	IT	8	10 カナダ	【牛の肝臓参照】※3
豚の腎臓	0.08	0.8	IT	8	0.08 EU	【推：0.053】※3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	10	0.8	IT	8	10 カナダ	【牛の肝臓参照】※3
牛の食用部分	10	5	IT	8	10 カナダ	【牛の肝臓参照】※3
豚の食用部分	0.5	5	IT	8	0.5 EU	【豚の肝臓参照】※3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	10	5	IT	8	10 カナダ	【牛の肝臓参照】※3
乳	2	0.6	IT	0.8	2.0 カナダ	※3
鶏の筋肉	0.07	0.5	IT	1.5	0.07 EU	【推：0.0652】※3
その他の家禽の筋肉	0.07	0.5	IT	1.5	0.07 EU	【鶏の筋肉参照】※3
鶏の脂肪	0.07	0.5	IT	1	0.07 EU	【推：0.0689】※3
その他の家禽の脂肪	0.07	0.5	IT	1	0.07 EU	【鶏の脂肪参照】※3

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
鶏の肝臓	0.3	2	IT	4	0.3 EU	【推：0.2627】※3
その他の家きんの肝臓	0.3	2	IT	4	0.3 EU	【鶏の肝臓参照】※3
鶏の腎臓	0.3	2	IT	4	0.02 EU	【鶏の肝臓参照】※3
その他の家きんの腎臓	0.3	2	IT	4	0.02 EU	【鶏の肝臓参照】※3
鶏の食用部分	0.3	2	IT	4	0.3 EU	【鶏の肝臓参照】※3
その他の家きんの食用部分	0.3	2	IT	4	0.3 EU	【鶏の肝臓参照】※3
鶏の卵	0.2	1	IT	2	0.15 EU	【推：0.1347】※3
その他の家きんの卵	0.2	1	IT	2	0.15 EU	【鶏の卵参照】※3
はちみつ	0.05					※4
精米	0.5			0.5		
とうがらし（乾燥させたもの）				30		※5
干しぶどう	5			5		

太枠：本基準（暫定基準以外の基準）を見直した基準値

斜線：食品区分を別途新設すること等に伴い、削除した食品区分、もしくは加工食品につき基準値を設定しないもの

○：既に、国内において登録等がされているもの

申：農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

IT：海外で設定されている基準値を参照するようインポートトレランス申請されたもの

(#)：適用の範囲内で試験が行われていない作物残留試験成績

(¥)：基準値設定の根拠とした作物残留試験成績（最大値）

推：推定される残留濃度

※1) 後作試験からの残留

※2) 現行のグアバの基準値は、米国のIT申請作物Chilean guavaからグアバに設定されていたが、当該作物はCodexではその他のベリー類果実に食品分類されることから、Codexに準じてChilean guavaをその他のベリー類果実に食品分類し、グアバの基準値を削除した。

※3) 国際基準が設定されているが、長期暴露評価で許容範囲を超えることから国際基準を参照しないこととした。陸棲哺乳類については、カナダの飼料由来負荷の値を用いて推定残留濃度を計算した。また、豚及び鶏については、主要5カ国中で最も高いEUの飼料由来負荷を用いて推定残留濃度を計算した。

※4) 「食品中の農薬の残留基準設定の基本原則について」（令和6年6月25日食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会）の別添3「はちみつ中の農薬等の基準設定の方法について」に基づき設定。

※5) 加工食品である「とうがらし（乾燥させたもの）」について、国際基準が設定されているが、加工係数を用いて原材料中の濃度に換算した値が当該原材料の基準値案を超えないことから、基準値を設定しないこととする。基準値が設定されていない加工食品については、原材料の基準値に基づき加工係数を考慮して適否を判断することとしている。なお、本物質についてJMPRIは加工係数を10と算出している。

§) 農薬の登録失効が予定されている。

答申（案）

（別紙2）

フルオピラムについては、以下のとおり食品中の農薬の残留基準を設定することが適当である。

フルオピラム

今回残留基準を設定する「フルオピラム」の規制対象は、農産物及びはちみつにあっては、フルオピラムのみとし、畜産物にあっては、フルオピラム及び代謝物M21【2-(トリフルオロメチル)ベンズアミド】とする。ただし、代謝物M21はフルオピラムの濃度に換算するものとする。

食品名	残留基準値 ppm
米（玄米をいう。）	2
小麦	0.2
大麦	0.4
ライ麦	0.2
とうもろこし	0.02
そば	0.4
その他の穀類 ^{注1)}	0.6
大豆	0.3
小豆類 ^{注2)}	0.2
えんどう	0.7
そら豆	0.2
らっかせい	0.2
その他の豆類 ^{注3)}	0.7
ばれいしょ	0.2
さといも類（やつがしらを含む。）	0.1
かんしょ	0.2
やまいも（長いもをいう。）	0.1
その他のいも類 ^{注4)}	0.1
てんさい	0.1
さとうきび	0.08
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.03
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	0.07
キャベツ	3
芽キャベツ	0.3
カリフラワー	0.09
ブロッコリー	0.3
ごぼう	0.09
アーティチョーク	0.4
チコリ	0.2
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	15
たまねぎ	0.4
ねぎ（リーキを含む。）	2
にんにく	0.4
アスパラガス	0.01

食品名	残留基準値 ppm
その他のゆり科野菜 ^{注5)}	15
にんじん	0.4
トマト	1
ピーマン	3
なす	0.5
その他のなす科野菜 ^{注6)}	4
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.5
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.3
しろうり	0.8
メロン類果実（果皮を含む。）	0.8
まくわうり（果皮を含む。）	0.8
しょうが	0.1
未成熟えんどう	0.2
未成熟いんげん	1
その他の野菜 ^{注7)}	0.1
みかん（外果皮を含む。）	0.6
なつみかんの果実全体	0.4
レモン	1
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	0.6
グレープフルーツ	0.4
ライム	1
その他のかんきつ類果実 ^{注8)}	1
りんご	0.8
日本なし	0.8
西洋なし	0.8
マルメロ	0.8
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	0.5
もも（果皮及び種子を含む。）	1
ネクタリン	1
あんず（アブリコットを含む。）	1
すもも（プルーンを含む。）	0.5
おうとう（チェリーを含む。）	2
いちご	0.4
ラズベリー	5
ブラックベリー	5
ブルーベリー	7
ハックルベリー	7
その他のベリー類果実 ^{注9)}	7
ぶどう	2
バナナ	0.8
マンゴー	1
その他の果実 ^{注10)}	0.5

食品名	残留基準値 ppm
ひまわりの種子	0.7
ごまの種子	0.3
べにばなの種子	0.7
綿実	0.8
なたね	1
その他のオイルシード ^{注11)}	0.3
ぎんなん	0.04
くり	0.04
ペカン	0.04
アーモンド	0.04
くるみ	0.04
その他のナッツ類 ^{注12)}	0.04
コーヒー豆	0.01
ホップ	60
その他のスパイス ^{注13)}	70
その他のハーブ ^{注14)}	70
牛の筋肉	2
豚の筋肉	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注15)} の筋肉	2
牛の脂肪	2
豚の脂肪	0.09
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	2
牛の肝臓	10
豚の肝臓	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	10
牛の腎臓	10
豚の腎臓	0.08
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	10
牛の食用部分 ^{注16)}	10
豚の食用部分	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	10
乳	2
鶏の筋肉	0.07
その他の家きん ^{注17)} の筋肉	0.07
鶏の脂肪	0.07
その他の家きんの脂肪	0.07
鶏の肝臓	0.3
その他の家きんの肝臓	0.3
鶏の腎臓	0.3
その他の家きんの腎臓	0.3
鶏の食用部分	0.3

食品名	残留基準値 ppm
その他の家きんの食用部分	0.3
鶏の卵	0.2
その他の家きんの卵	0.2
はちみつ	0.05
精米	0.5
干しぶどう	5

注1) 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米（玄米をいう。）、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

注2) 「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。

注3) 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。

注4) 「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類（やつがしらを含む。）、かんしょ、やまいも（長いもをいう。）及びこんにゃくいも以外のものをいう。

注5) 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ（リーキを含む。）、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

注6) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注7) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注8) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注9) 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

注10) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（プルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイア、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注11) 「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。

注12) 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

注13) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注14) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注15) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注16) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注17) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

マンジプロパミド (Mandipropamid)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請（適用拡大：はなやさい類）及びインポートトレランス（IT）制度に基づく基準設定の要請（さといも類（やつがしらを含む）、きゅうり及びパパイア等）を受け、残留基準を設定するもの。 令和6年7月31日開催の農薬・動物用医薬品部会において審議された。										
用途	農薬／殺菌剤										
我が国の登録状況	農薬：かんきつ、ぶどう等を対象作物に登録されている。										
諸外国の状況	JMPRIにおける毒性評価が行われ、2008年にADIが設定され、ARfDは設定の必要なしと評価されている。国際基準はトマト、カカオ豆等に設定されている。米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてキャベツ、オクラ等に、カナダにおいてブロッコリー、ピーマン等に、EUにおいてたまねぎ、トマト等に、豪州においてぶどう、きょうな等に、ニュージーランドにおいてばれいしょ、ねぎ等に基準値が設定されている。										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：マンジプロパミドとする。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	ADI（許容一日摂取量）：0.05 mg/kg 体重/day ARfD（急性参照用量）：設定の必要なし										
暴露評価	暴露評価対象物質：マンジプロパミドとする。 <u>長期的な摂取量はいずれの年齢等区分においても ADI の範囲内となり、食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられる。</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>EDI／ADI（%）^{注）}</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体（1歳以上）</td><td>19.0</td></tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td><td>28.2</td></tr> <tr> <td>妊婦</td><td>16.8</td></tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td><td>22.8</td></tr> </tbody> </table> 注）各食品の平均摂取量は、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。EDI試算値：作物残留試験成績の中央値（STMR）等×各食品の平均摂取量		EDI／ADI（%） ^{注）}	国民全体（1歳以上）	19.0	幼小児（1～6歳）	28.2	妊婦	16.8	高齢者（65歳以上）	22.8
	EDI／ADI（%） ^{注）}										
国民全体（1歳以上）	19.0										
幼小児（1～6歳）	28.2										
妊婦	16.8										
高齢者（65歳以上）	22.8										
答申案	別紙2のとおり。 ※答申案では、食品、添加物等の規格基準（厚生省告示第 370 号）において農薬等の成分である物質として規定するものを、「」内に表記している。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
大豆	0.2	0.2	○			0.025,0.029(¥)
小豆類	0.1	0.1	○			0.013,0.017(¥)
ばれいしょ	0.1	0.1	○	0.1		
さといも類(やつがしらを含む。)	0.09	0.01	IT		0.09 米国	【<0.01～0.0727(n=15)(米国ばれいしょ)】
かんしょ	0.09	0.01	IT		0.09 米国	【さといも類(やつがしらを含む。)参照】
やまいも(長いものをいう。)	0.09	0.01	IT		0.09 米国	【さといも類(やつがしらを含む。)参照】
その他のいも類	0.09	0.01	IT		0.09 米国	【さといも類(やつがしらを含む。)参照】
だいこん類(ラディッシュを含む。)	25	25		25		
かぶ類の葉	25	25		25		
クレソン	25	25		25		
はくさい	25	25	○	25		
キャベツ	3	3	○	3		
芽キャベツ	3	3			3.0 米国	【0.655～1.45(n=6)(米国キャベツ(外葉あり))】
ケール	25	25		25		
こまつな	25	25		25		
きょうな	25	25		25		
チンゲンサイ	25	25		25		
カリフラワー	5	3	申			(ブロッコリー参照)
ブロッコリー	5	5	○・申	2		0.52, 0.72, 2.20
その他のあぶらな科野菜	25	25		25		
チコリ	25	25		25		
エンダイブ	25	25		25		
しゅんぎく	25	25		25		
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	25	25	○	25		
その他のきく科野菜	25	25		25		
たまねぎ	0.05	0.1	○	0.05		
ねぎ(リーキを含む。)	4	4	○		4.0 米国	【0.225,0.395,1.445(n=3)(米国)】
にんにく	0.05	0.05		0.05		
その他のゆり科野菜	0.05	7		0.05		
パセリ	25	20			25 米国	【1.29～8.3(n=5)(米国結球レタス(外葉あり))】
セロリ	20	20		20		
みつば	25			25		
トマト	3	3	○	1	3 EU	【0.23～1.7(n=4)(EU)】
ピーマン	2	2	○	0.7		0.64,0.86(¥)
なす	2	2	○	0.7		0.29,0.80(¥)
その他のなす科野菜	0.7	25		0.7		
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.6	0.3	IT	0.2	0.6 米国	【0.045～0.23(n=6)(米国カンタロープ)】
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.6	0.3	IT	0.4	0.6 米国	【きゅうり(ガーキンを含む。)参照】
しろり	0.4	0.5		0.4		
すいか(果皮を含む。)	0.6	0.2	○・IT		0.6 米国	【きゅうり(ガーキンを含む。)参照】
メロン類果実(果皮を含む。)	0.6	0.5	IT	0.4	0.6 米国	【きゅうり(ガーキンを含む。)参照】
まくわうり(果皮を含む。)	0.6	0.5	IT	0.4	0.6 米国	【きゅうり(ガーキンを含む。)参照】
その他のうり科野菜	25	25		25		
ほうれんそう	25	25	○	25		
オクラ	1	1		0.7	1.0 米国	【0.04～0.315(n=6)(米国ピーマン)】
しょうが	0.09	0.01	IT		0.09 米国	【さといも類(やつがしらを含む。)参照】
未成熟いんげん	1	1		1		
えだまめ	3	3	○	1		0.16,0.50,1.00
その他の野菜	25	25		25		

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
みかん(外果皮を含む。)	2	3	○	0.5		0.64,0.96(¥)
なつみかんの果実全体	3	3	○	0.2		1.07,1.12(¥)
レモン	1	3	○	0.5		0.28(かぼす),0.41(すだち)(¥)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	2	3	○	0.4		(みかん(外果皮を含む。))参照
グレープフルーツ	3	3	○	0.2		(なつみかんの果実全体参照)
ライム	1	3	○	0.5		(レモン参照)
その他のかんきつ類果実	3	3	○	0.5		(なつみかんの果実全体参照)
いちご	5	5	○			0.51(＃),1.72(＃)(¥)
ぶどう	3	3	○	2		0.49,1.18(¥)
パパイヤ	0.8		IT		2 ブラジル	【0.2～0.34(n=4)(ブラジル)】
その他の果実	3	3	○			0.82,1.21(¥)(いちじく)
カカオ豆	0.06	0.06		0.06		
ホップ	90	90	○	90		
その他のスパイス	10	10	○			3.11,3.39(¥)(みかんの果皮)
その他のハーブ	30	25	○	30		
牛の筋肉	0.01	0.01		0.01		
豚の筋肉	0.01	0.01		0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	0.01		0.01		
牛の脂肪	0.02	0.01		0.02		
豚の脂肪	0.02	0.01		0.02		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02	0.01		0.02		
牛の肝臓	0.01	0.01		0.01		
豚の肝臓	0.01	0.01		0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01	0.01		0.01		
牛の腎臓	0.01	0.01		0.01		
豚の腎臓	0.01	0.01		0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01	0.01		0.01		
牛の食用部分	0.01	0.01		0.01		
豚の食用部分	0.01	0.01		0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01	0.01		0.01		
乳	0.01	0.01		0.01		
鶏の筋肉	0.01	0.01		0.01		
その他の家さんの筋肉	0.01	0.01		0.01		
鶏の脂肪	0.01	0.01		0.01		
その他の家さんの脂肪	0.01	0.01		0.01		
鶏の肝臓	0.01	0.01		0.01		
その他の家さんの肝臓	0.01	0.01		0.01		
鶏の腎臓	0.01	0.01		0.01		
その他の家さんの腎臓	0.01	0.01		0.01		
鶏の食用部分	0.01	0.01		0.01		
その他の家さんの食用部分	0.01	0.01		0.01		
鶏の卵	0.01	0.01		0.01		
その他の家さんの卵	0.01	0.01		0.01		
はちみつ	0.05	0.05				※1

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
とうがらし(乾燥させたもの)				7		※2
干しぶどう				5		※2

太枠:本基準(暫定基準以外の基準)を見直した基準値
○:既に、国内において登録等がされているもの
斜線:食品区分を別途新設すること等に伴い、削除した食品区分、もしくは加工食品につき基準値を設定しないもの
申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの
IT:海外で設定されている基準値を参照するようインポートトランス申請されたもの
(#):適用の範囲内で試験が行われていない作物残留試験成績
(¥):基準値設定の根拠とした作物残留試験成績(最大値)
※1)「食品中の農薬の残留基準設定の基本原則について」(令和元年7月30日農薬・動物用医薬品部会(令和5年3月31日一部改訂))の別添3「はちみつ中の農薬等の基準設定の方法について」に基づき設定。
※2)加工食品である「とうがらし(乾燥させたもの)」及び「干しぶどう」について、国際基準が設定されているが、加工係数を用いて原材料中の濃度に換算した値が当該原材料の基準値案を超えないことから、基準値を設定しないこととする。基準値が設定されていない加工食品については、原材料の基準値に基づき加工係数を考慮して適否を判断することとしている。なお、本物質について、JMPRIはとうがらし(乾燥させたもの)の加工係数を7、干しぶどうの加工係数を3.91と算出している。

答申（案）

（別紙2）

マンジプロパミドについては、以下のとおり食品中の農薬の残留基準を設定することが適当である。

マンジプロパミド

今回残留基準を設定する「マンジプロパミド」の規制対象は、マンジプロパミドのみとする。

食品名	残留基準値 ppm
大豆	0.2
小豆類 ^{注1)}	0.1
ばれいしょ	0.1
さといも類（やつがしらを含む。）	0.09
かんしょ	0.09
やまいも（長いもをいう。）	0.09
その他のいも類 ^{注2)}	0.09
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	25
かぶ類の葉	25
クレソン	25
はくさい	25
キャベツ	3
芽キャベツ	3
ケール	25
こまつな	25
きょうな	25
チンゲンサイ	25
カリフラワー	5
ブロッコリー	5
その他のあぶらな科野菜 ^{注3)}	25
チコリ	25
エンダイブ	25
しゅんぎく	25
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	25
その他のきく科野菜 ^{注4)}	25
たまねぎ	0.05
ねぎ（リーキを含む。）	4
にんにく	0.05
その他のゆり科野菜 ^{注5)}	0.05

食品名	残留基準値 ppm
パセリ	25
セロリ	20
みつば	25
トマト	3
ピーマン	2
なす	2
その他のなす科野菜 ^{注6)}	0.7
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.6
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.6
しろうり	0.4
すいか（果皮を含む。）	0.6
メロン類果実（果皮を含む。）	0.6
まくわうり（果皮を含む。）	0.6
その他のうり科野菜 ^{注7)}	25
ほうれんそう	25
オクラ	1
しょうが	0.09
未成熟いんげん	1
えだまめ	3
その他の野菜 ^{注8)}	25
みかん（外果皮を含む。）	2
なつみかんの果実全体	3
レモン	1
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	2
グレープフルーツ	3
ライム	1
その他のかんきつ類果実 ^{注9)}	3
いちご	5
ぶどう	3
パパイヤ	0.8
その他の果実 ^{注10)}	3
カカオ豆	0.06
ホップ	90
その他のスパイス ^{注11)}	10
その他のハーブ ^{注12)}	30
牛の筋肉	0.01
豚の筋肉	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注13)} の筋肉	0.01

食品名	残留基準値 ppm
牛の脂肪	0.02
豚の脂肪	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02
牛の肝臓	0.01
豚の肝臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01
牛の腎臓	0.01
豚の腎臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01
牛の食用部分 ^{注14)}	0.01
豚の食用部分	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01
乳	0.01
鶏の筋肉	0.01
その他の家きん ^{注15)} の筋肉	0.01
鶏の脂肪	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01
鶏の肝臓	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01
鶏の腎臓	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01
鶏の食用部分	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01
鶏の卵	0.01
その他の家きんの卵	0.01
はちみつ	0.05

注1) 「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。

注2) 「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類（やつがしらを含む。）、かんしょ、やまいも（長いもをいう。）及びこんにゃくいも以外のものをいう。

注3) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注4) 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちししゃを含む。）及びハーブ以外のものをいう。

注5) 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ（リーキを含む。）、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

注6) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注7) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注8) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注9) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注10) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（プルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイア、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注11) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注12) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注13) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注14) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注15) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。